

東京都業務継続計画

都政 BCP

オールハザード型 Step. 1

～多様な災害に柔軟に対応し、都民の命と暮らしを守る～

令和5年11月



目 次

はじめに.....	1
1 これまでのBCPの取組.....	2
2 今回の改定のポイント.....	3
第Ⅰ部：東京都業務継続計画の基本的な考え方.....	7
1. 東京都業務継続計画の基本方針.....	8
1-1. 業務継続計画の目的.....	8
1-2. 計画の実効性確保のための基本姿勢.....	9
1-3. 業務継続性確保のための役割分担.....	10
1-4. 地域防災計画等他計画との関係.....	10
2. 本計画で対象とする災害とその特徴.....	11
2-1. 対象とする災害の選定の考え方.....	11
2-2. 首都直下地震.....	12
2-3. 大規模風水害（大河川の洪水や高潮による氾濫）.....	17
2-4. 島しょ地域における災害（南海トラフ地震）.....	21
2-5. 島しょ地域における災害（火山噴火）.....	24
2-6. 中規模災害.....	25
2-7. 複合災害.....	26
3. 非常時優先業務の選定.....	28
3-1. 基本的な考え方.....	28
3-2. 対象とする期間.....	29
3-3. 非常時優先業務における優先順位の設定.....	30
3-4. 災害ごとの非常時優先業務.....	31
第Ⅱ部：業務継続のための執行体制づくり.....	37
1. 災害の特性に応じた態勢の構築.....	38
1-1. 基本的な考え方.....	38
1-2. 非常時における職員の配備態勢.....	39
1-3. 災害対応態勢（カテゴリー）の設定.....	42
1-4. 被災状況に応じた持続可能な態勢の構築.....	47
1-5. 権限の代行.....	49
1-6. 職員参集の把握及び安否確認.....	50
1-7. 職員の参集体制.....	52

2. 被害の実態を踏まえた参集人員の試算と分析	54
2-1. 試算と分析の基本的な考え方	54
2-2. 都政 BCP における参集人員試算のための条件設定	55
2-3. 参集試算結果の分析	57
2-4. 参集対象となる首都直下地震等以外の災害の特性と留意事項	59
3. 参集状況等を踏まえた対応策	60
3-1. 基本方針	60
3-2. 非常時優先業務の重点化	61
3-3. 庁内の職員確保	63
3-4. 都外からの応援の受入れ	65
3-5. リモート環境の活用	66
第Ⅲ部：業務継続のための執行環境の整備	67
1. 執務場所の安全対策	68
1-1. 震災対策	68
1-2. 浸水対策	69
1-3. 都庁舎及びその他都施設における非常時対応	70
1-4. 災害対策本部機能の維持	72
1-5. 災害情報・通信手段の確保	75
1-6. 情報システムの維持	80
1-7. 災害時に必要な予備資機材や用品等の確保	82
1-8. 災害時の現金支出	83
1-9. 非常用食糧の確保	84
第Ⅳ部：都内区市町村への支援	85
1. 都内区市町村への支援	86
1-1. 基本的な考え方	86
1-2. 人的受援応援の判断基準	87
1-3. 実効性確保のための取組	88
第Ⅴ部：実効性確保に向けた取組	89
1. 業務継続マネジメント（BCM）の推進	90
1-1. 業務継続マネジメント（BCM）の推進	90

はじめに

1 これまでの BCP の取組

大規模災害発生時には、東京都自らも被災し、人員、施設、資機材、情報等利用できる資源に大きな制約が生じることが想定される。

東京都では、最も被害が甚大で、今後 30 年間に約 70 パーセントの確率で発生すると予測されるマグニチュード 7 クラスの首都直下地震を想定し、都民の生命、生活及び財産の保護並びに首都東京の都市機能の維持を図るために、発災時における都の業務を円滑に遂行する事前対策として、平成 20 年 11 月に「都政の BCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」を策定した。

しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、一時的に行政機能が喪失するなど、業務継続計画を定めていた被災自治体においても、想定外の事態により業務継続が困難となる事態が発生した。このような事態を招かないようにするため、いかなる状況においても業務の継続性を確保することが求められている。これに加えて、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震においては、発災時における迅速な初動対応の必要性、持続可能な体制の整備の必要性、他自治体等からの応援受入の重要性が改めて浮き彫りとなった。

こうした状況を踏まえ、発災時における業務の継続性を高め、より実効性のある計画とするため、平成 29 年 12 月に「東京都業務継続計画（都政の BCP）」（以下、「都政の BCP」という。）として改定を行った。

令和 4 年 5 月には、これまでの取組状況や人口構造、居住形態など社会環境の変化等を踏まえ、首都直下地震等による被害想定を 10 年ぶりに見直したが、この間、全国各地で様々な事象の災害により、甚大な被害が発生している。都内に目を向けても、令和元年には、台風第 15 号で島しょ地域における住家被害、台風第 19 号で多摩川沿川等での浸水被害や西多摩地域で道路寸断による孤立集落が発生したほか、令和 3 年 10 月には、東日本大震災以降 10 年ぶりとなる、都内で震度 5 強の地震が発生するなど、様々な規模の災害事象が相次いでいる。また、伊豆大島や三宅島では、直近の噴火から一定期間が経過し、中規模噴火の周期を迎えるなど、火山噴火のリスクも高まっている。

いつ起こるとも知れない災害に備え、様々な災害の事象、規模に応じて、柔軟に対応できる業務継続計画（Business Continuity Plan : BCP）へとバージョンアップするため、今回の改定を行った。

2 今回の改定のポイント

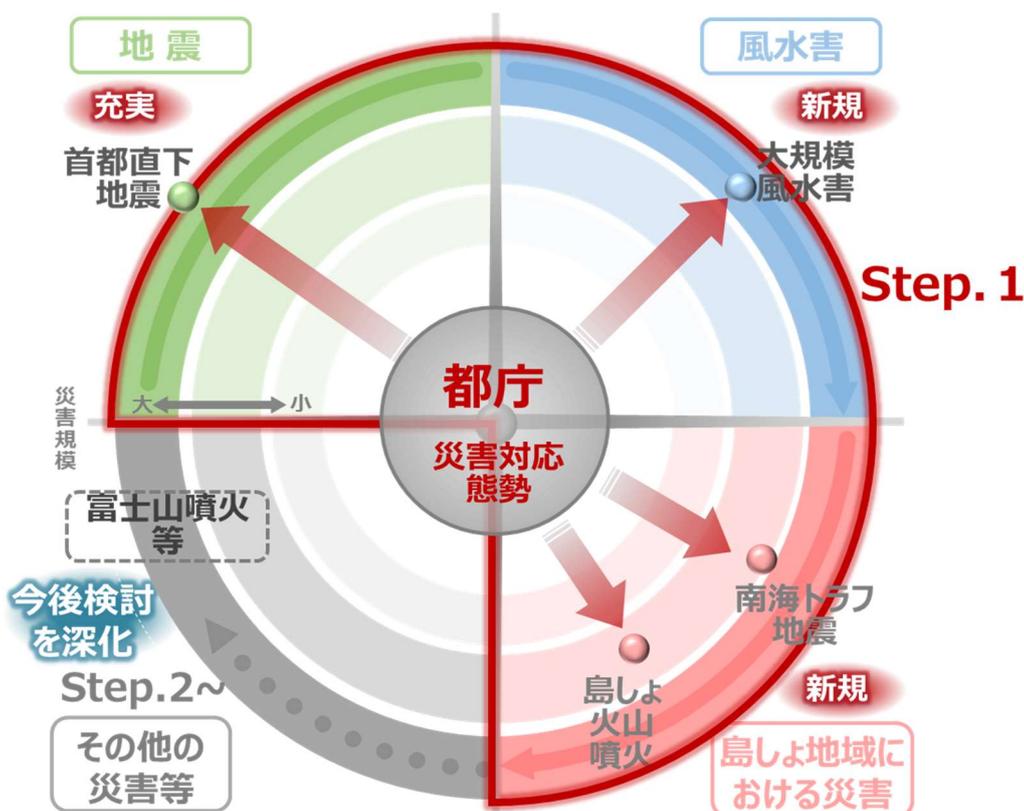
➤ 今回の改定のポイントは次のとおりである。

(1) 改定の趣旨

Point!

いつ起こるともしれない災害に備え、多様な災害に柔軟に対応できる BCP へと改定し、都の災害対応力を一層向上

- これまでの都政の BCP は、業務継続のための執行体制づくりなど、具体的な取組については、最も甚大な被害が発生する首都直下地震等を前提とした計画であった。
- 今回改定した都政 BCP では、東京都内で発生が懸念される様々な事象・規模に応じた災害に柔軟に対応できるよう改定を行った。
- 改定にあたっては、新たな被害想定等を踏まえ、最大規模の災害発生への備えを万全にするための体制について再整理するとともに、被災地と被災しない地域が混在する災害等については、通常業務と災害対応を並行して実施することを踏まえ整理を行った。
- オールハザード型 BCP を目指し、今回はその第 1 ステップとして、様々な災害事象と規模に応じて、柔軟に対応できる BCP へレベルアップを図った。



都政 BCP オールハザード型 Step.1 のイメージ

(2) 改定の3つのポイント

Point!

- ①東京で起こり得る様々な災害に対応
- ②被害の実態に即した執行体制の構築
- ③業務継続の実効性向上

①東京で起こり得る様々な災害に対応

- これまでの都政のBCPでは、被害が最大とされる首都直下地震を前提とした計画としてきたが、ある程度予測のできる風水害など災害の事象や規模によって、備えも変われば、取るべき対応も異なる。
- 今回の改定では、様々な災害の事象・規模に応じて柔軟に対応できるよう、次の災害事象を都政BCPの対象とした。

対象災害

改定前

- 首都直下地震
(その他の災害は準用して対応)

改定後

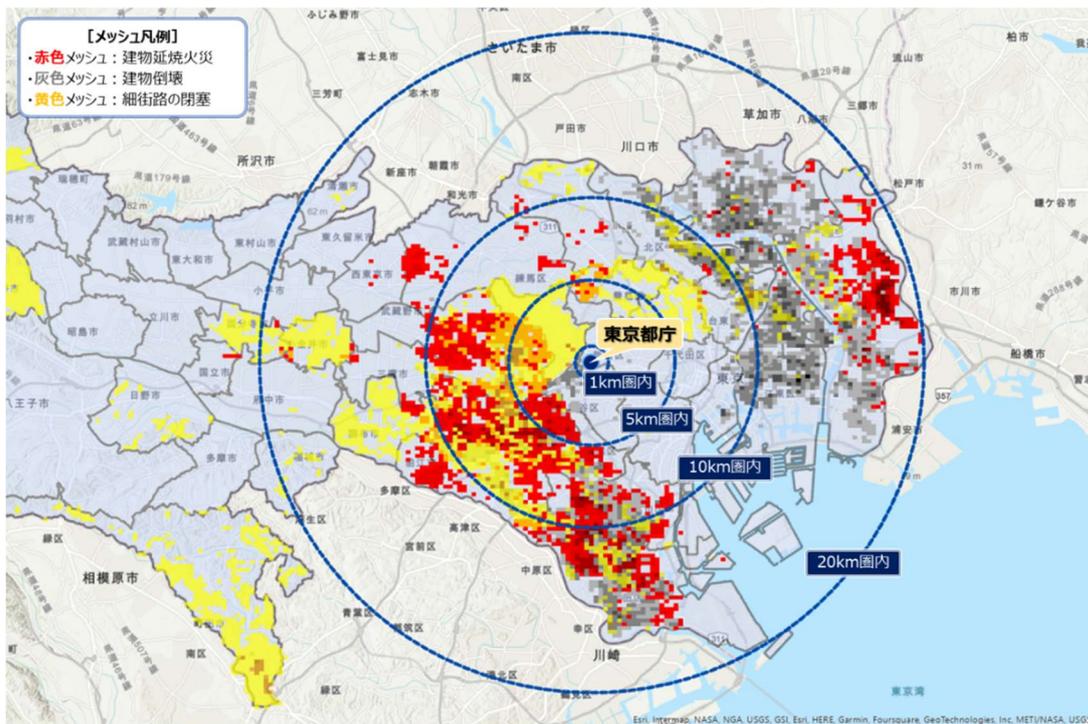
- ① 首都直下地震
- ② 大規模風水害 (大河川の洪水・高潮による氾濫)
島しょ地域における災害
- ③ 南海トラフ地震
- ④ 火山噴火
- ⑤ 中規模災害
- ⑥ 複合災害

※⑤、⑥は定性的に整理

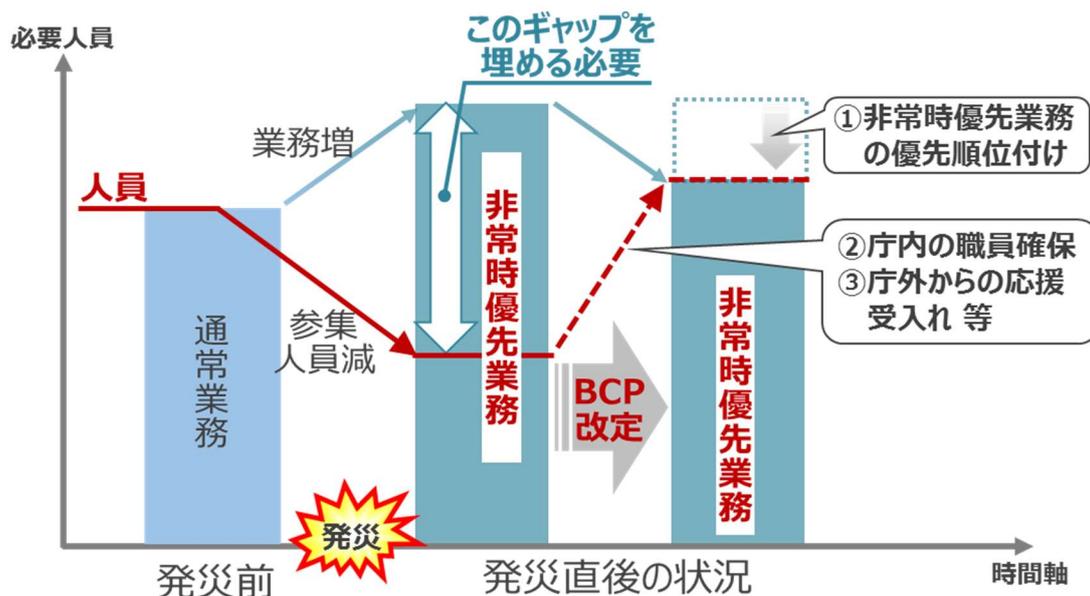
都政BCPで対象とする災害事象

②被害の実態に即した執行体制の構築

- ▶ 最も大きい被害が想定される首都直下地震をベースに、被害の実態等も踏まえた、より厳しい参集条件により、職員の参集状況を試算・分析し、今後の執行体制の検討に活用することとした。



東京都庁を中心とした首都直下地震による主な被害想定



首都直下地震発生時における対応イメージ

③業務継続の実効性向上

- ▶ 災害の事象・規模に応じて、初動対応からシンプルかつシームレスに応急・復旧業務に移行できるようにするための災害対応態勢のカテゴリライズ化や、代替施設の選定など執務環境の確保、被災区市町村への支援など、幅広い視点から検討を加え、業務継続の実効性を向上させる。



災害事象と時間の経過に応じたカテゴリーイメージ

第 I 部：東京都業務継続計画の基本的な考え方

1. 東京都業務継続計画の基本方針

1-1. 業務継続計画の目的

Point!

- ① 都民の生命、生活及び財産の保護
- ② 首都東京の都市機能の維持

- 地震や風水害、噴火等の災害が発生した際、東京都は、都内の区市町村への支援など、広域自治体として、災害応急対策や復旧・復興対策において重要な役割を果たす責務がある。このような責務を全うするためには、東京都が保有する人的・物的資源を最大限に活用できるよう体制をあらかじめ構築しておくことが重要である。
- しかしながら、大規模災害により都自らも被災し、人的・物的資源の利用に制約が生じる可能性があることも想定しなければならない。
- 災害の発生場所や規模により、被災のエリアが限られる場合には、被災地域における災害対応に注力しつつも、被災していない地域（非被災地域）では、平時の業務（通常業務）を継続することも想定しておかなければならない。
- 東京都業務継続計画は、発災時の限られた人的資源や環境の中で、非常時優先業務を確実に実施し、都民の生命・生活・財産の保護や首都東京の都市機能の維持を図るための全庁的な方針を整理した計画である。
- また、大規模災害発生時において優先的に実施する業務（「非常時優先業務」）や、被害の状況によっては、実施すべき通常業務を明確にするとともに、業務の実施に必要な執行体制及び執務環境に必要な資源の確保に向けた取組等を定め、業務の継続性の確保を図るためのものである。

	民間企業における事業継続計画	東京都業務継続計画
必要性	大規模災害発生時やサプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生した場合であっても重要な事業を継続する必要	大規模災害発生時に災害応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うとともに、災害時においても継続して行わなければならない通常業務にも従事する必要
目的	自らの生き残りと顧客や社会への供給責任を果たす	都民の生命、生活及び財産の保護と、首都機能の維持
対策	重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を規定	業務を継続するために必要な執行体制、執務環境、必要な資源の確保等を規定

表 1-1 （参考）民間企業と東京都とにおける業務（事業）継続計画の特徴

1-2. 計画の実効性確保のための基本姿勢

Point!

(1) 全庁を挙げた災害対応態勢を直ちに確立する

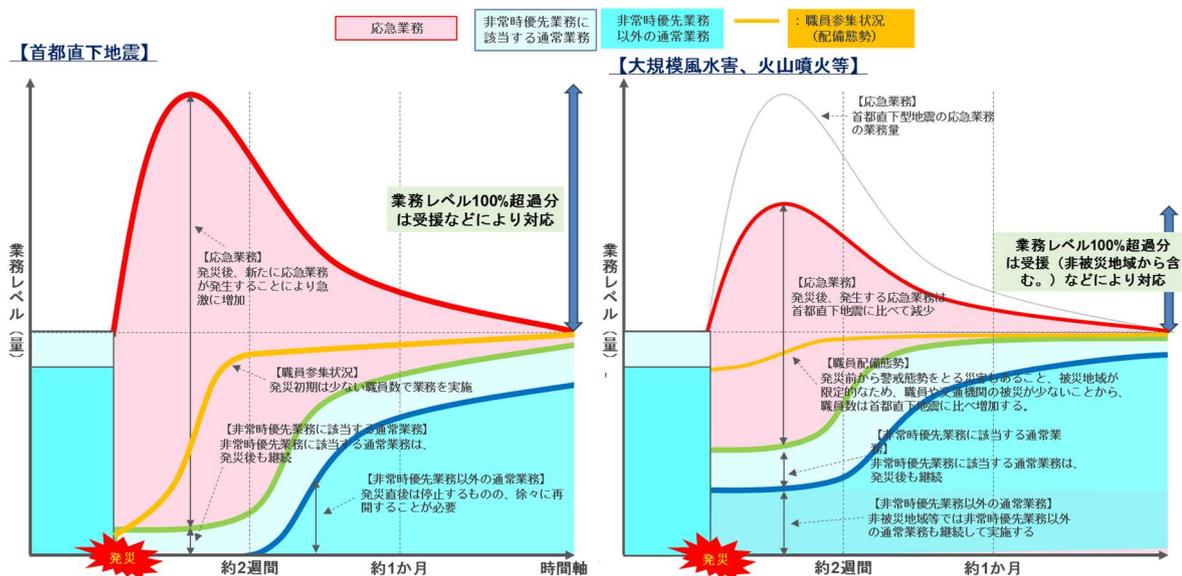
- ✓ 大規模災害発生時に都民の生命、生活及び財産の保護並びに首都機能への影響を最小化する観点から、災害の規模や状況に応じた全庁態勢を直ちに確立し、災害応急対策に従事する。

(2) 非常時優先業務を確実に実施する

- ✓ 全庁統一基準に基づき抽出した非常時優先業務を確実に実施する。
- ✓ 事前の対策として、非常時優先業務の実施に必要な人員等を確保するとともに、人員等が不足する状況下においても確実に非常時優先業務を実施できる体制を構築する。

(3) 通常業務は、被害の状況等に応じて縮小・休止する

- ✓ 都内の広範囲で甚大な被害が発生した場合は、人的資源確保の観点から、発災後1週間程度は優先度の高くない通常業務を休止し、非常時優先業務を最優先して実施する。その後は、復旧状況等も踏まえながら、通常業務を徐々に再開させていく。
- ✓ 災害の事象や規模に応じて被災していない地域がある場合は、被災地域の対応に注力しつつも、非被災地域の通常業務も並行して行う必要があり、そのバランスを踏まえながら体制を構築する必要がある。



災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。被害状況の確認など発災直後から非常に短い期間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

図 1-1 発災後に実施する業務の推移イメージ

1-3. 業務継続性確保のための役割分担

- 各局等は、各局等で定める非常時優先業務の遂行に必要な執行体制、執務環境、必要な資源の確保等についてBCP等を作成するものとし、都政BCPを所管する総務局総合防災部は、各局のBCP等との整合性を確保するため、継続的に各局等と調整を行う。
- 発災時において、都が行うべき業務を滞りなく遂行していくためには、それを担う人材を育成していくことが重要であり、各局等及び総務局総合防災部は、適宜連携の上、職員の研修・訓練の充実を図る。

1-4. 地域防災計画等他計画との関係

- 都の防災対策を定めた東京都地域防災計画では、都や区市町村、防災関係機関等が連携して実施すべき予防対策、応急対策や復旧・復興対策に係る業務を総合的に示しており、各主体における基本的な役割分担を定めている。
- これを補完して具体的な体制や手順を定めたものとして各種の災害対応マニュアル等を整備することで、各部署における応急業務の初動期の行動を取り決めておくことが可能になる。
- 都政BCPは、上記の計画等を踏まえ、大規模災害発生時に都自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下において優先的に取り組むべき重要業務を、あらかじめ特定し、業務の執行体制や執務環境、継続に必要な資源の確保等を定めておくことで、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための計画である。

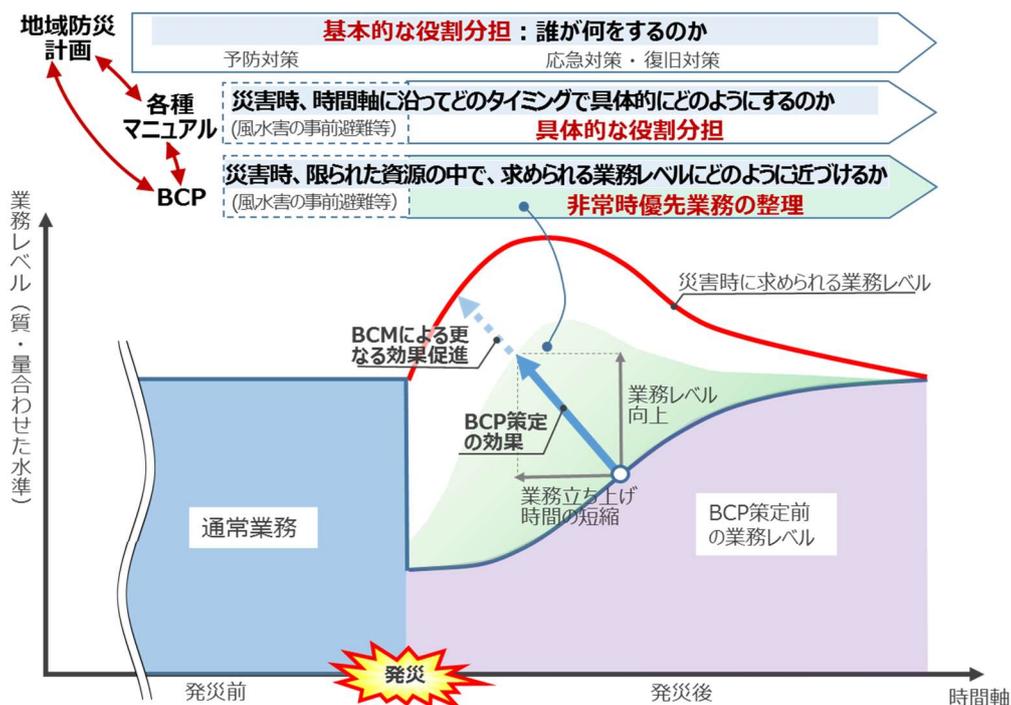


図 1-2 東京都業務継続計画と各計画等との関係

2. 本計画で対象とする災害とその特徴

2-1. 対象とする災害の選定の考え方

- これまでの都政のBCPでは、被害が最大とされる首都直下地震を前提とした計画としてきたが、ある程度予測のできる風水害など災害の事象や規模によって、備えも変われば、取るべき対応も異なる。
- 今回の改定では、様々な災害の事象・規模に応じて柔軟に対応できるように、次の災害事象を都政BCPの対象とした。(図1-3・表1-2参照)

Point!

① 首都直下地震

⑤ 中規模災害

② 大規模風水害

⑥ 複合災害

島しょ地域における災害

③ 南海トラフ地震

④ 火山噴火

※①～④は、具体的に整理

※⑤及び⑥は、定性的に整理

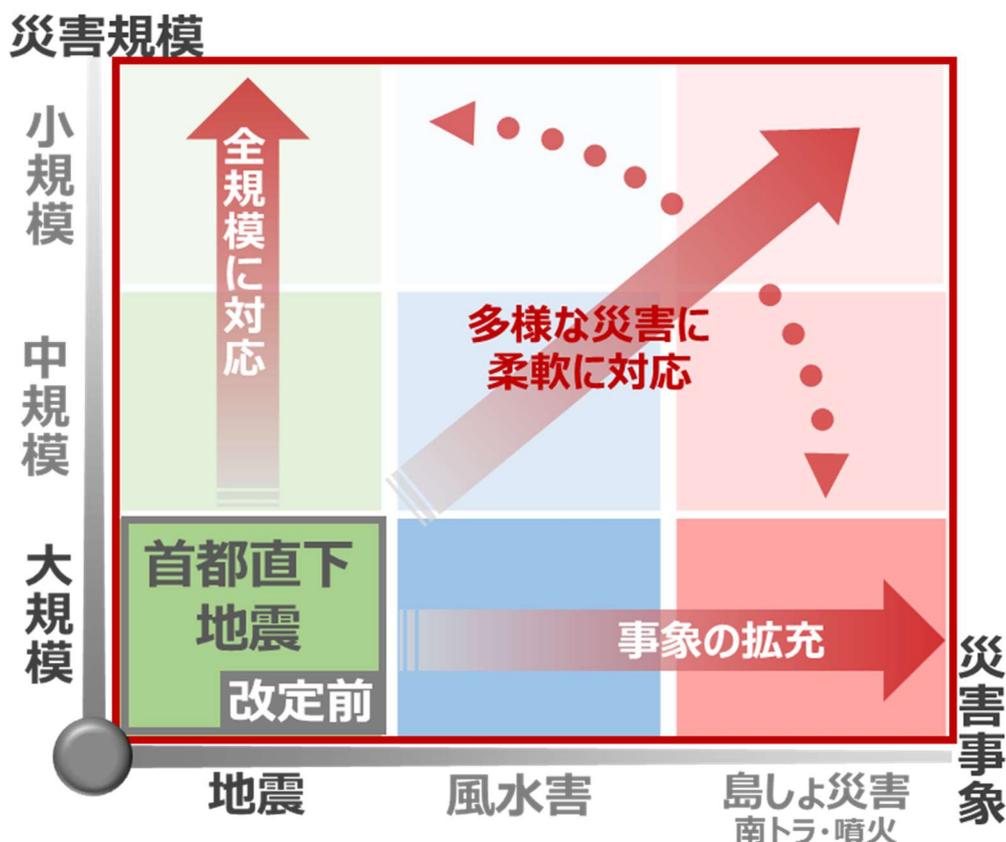


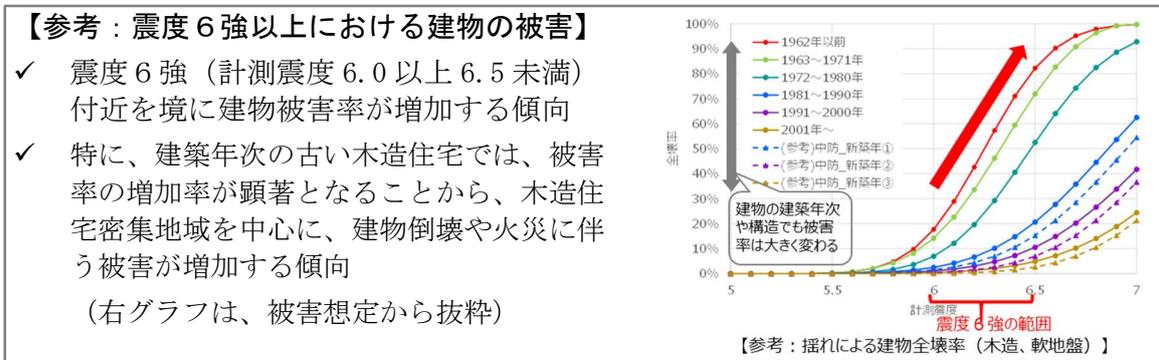
図 1-3 都政 BCP が対象とする災害事象と規模のイメージ

2-2. 首都直下地震

(1) 想定される被害の規模・様相

①全体像

- 首都直下地震は、島しょ地域を除く都内（区部・多摩地域）の広範囲において甚大な被害が発生する地震である。最も被害が大きいとされる都心南部直下地震では、区部の6割以上の範囲で震度6強以上の揺れに見舞われ、死者約6,100人、建物被害約19.4万棟と想定される。
- 多摩東部直下地震では、東京地方全体で震度6強以上のエリアが点在し、広範囲で大きな被害が発生することから、区部・多摩地域双方において災害対応に当たる必要がある。



②甚大な人的・物的被害の発生

- 都内の広い範囲で、震度6強以上の揺れを観測。地震発生直後から、老朽化や耐震性の低い木造の建物を中心に、建物の倒壊や火災が発生する。

主な被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
死者	約6.1千人	約5.0千人
負傷者	約9.3万人	約8.2万人
建物被害	約19.4万棟	約16.2万棟

※都内における被害を示したものであり、東京都以外の被害は含まない

表 1-2 主な被害想定抜粋（出典：首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月)）

- 木造住宅密集地域等では、住民による初期消火ができない地域では延焼火災が発生し、消防隊の消火活動や焼け止まりによる鎮火までに24時間以上の時間を要する。特に、強風下においては飛び火による延焼の拡大により想定以上の広域延焼被害が発生する可能性がある。また、想定よりも出火が増加すると、延焼が拡大し、地震発生から約3日間断続的に燃え広がり、焼失棟数が想定以上に発生する可能性がある。

③交通インフラ・ライフライン等の被害

- 震度6弱以上となる地域を中心に道路や橋梁等の被害が発生するほか、木造住宅密集地域等では多数の建物倒壊により道路の閉塞が発生し、被害状況の確認や救出救助活動、消火活動及び火災拡大時の避難行動が困難となるおそれがある。
- 地震発生から数日間で、高速道路及び直轄国道等の主要な路線では、道路の啓開がおおむね完了し、1週間後には、一部の高速道路等で交通規制が解除される。
- 区市町村道や生活道路においては道路管理者や周辺住民による道路啓開は発災から1週間が経過した後に徐々に実施され、啓開完了に長期間を要する。
- 鉄道等の公共交通機関は被害状況の点検等により運行停止となる。揺れの大きかった地域では、鉄橋や高架橋における橋脚の被害のほか盛土部等で線路の湾曲が発生する。地震発生から数日が経過した時点でも、復旧に必要な人員や資材が十分確保できず、復旧が遅れる可能性がある。被害の発生した路線がおおむね運行を再開するには、1か月を要する。
- ライフラインでも甚大な被害が発生する。電力や通信等は、配電設備被害による停電の復旧や通信の復旧は、地震発生から3日から1週間程度でおおむね復旧が見込まれるが、発電所や通信ビル等の拠点的な施設・機能等の被災により、復旧期間が長期化する可能性がある。
- 水道管路や下水道管きよの被害等の復旧は、おおむね1か月以内と見込まれるものの、重要施設の被害の状況によっては、復旧が長期化するおそれがある。

④膨大な数の避難者の発生

- 自宅の倒壊やライフラインの途絶に伴い、多数の住民が避難所等に避難する。地震発生から4日目以降、自宅に留まっていた住民の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加し、発災4日目から1週間後までに避難者の人数が最大約299万人となる。
- 1週間が経過した後、ライフラインの復旧等により徐々に避難者が帰宅を始めるも、過密な避難環境やプライバシーの不足、避難所の生活ルール、ペットに関するトラブル等が増加する。
- その後、ライフラインの復旧や応急仮設住宅等への入居等が進み、避難所への避難者数が徐々に減少するものの、1か月経過後でも約50万人が避難所での避難を継続する可能性があるなど、長期にわたり避難所運営が必要になる。
- 公共交通機関が広域的に運行を停止し、都内で最大で約453万人の帰宅困難者が発生する。

(2) 業務継続上のポイント

①災害対応態勢の構築

- 都内の広い範囲で甚大な被害が発生するため、都は災害対策本部を設置し、全庁を挙げて災害対応に当たり、平常時の通常業務は縮小・休止する必要がある。円滑な応急対策を実施するため、区市町村等の関係機関から被害情報等の収集及び情報発信等を実施する。
- 環状七号線沿線で発生する大規模な建物倒壊や延焼火災、公共交通機関の運行停止等により多くの職員が、発災初動には参集できず、必要な人員を確保できない可能性がある。そのため、必要に応じて災害対応に優先順位付けを行うほか、局内や庁内での人員の確保等を行う。

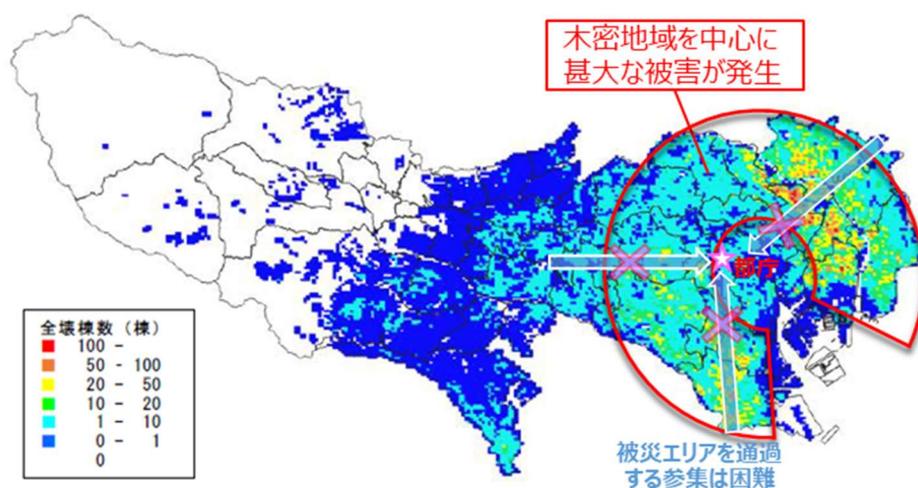


図 全壊棟数分布(都心南部直下地震)

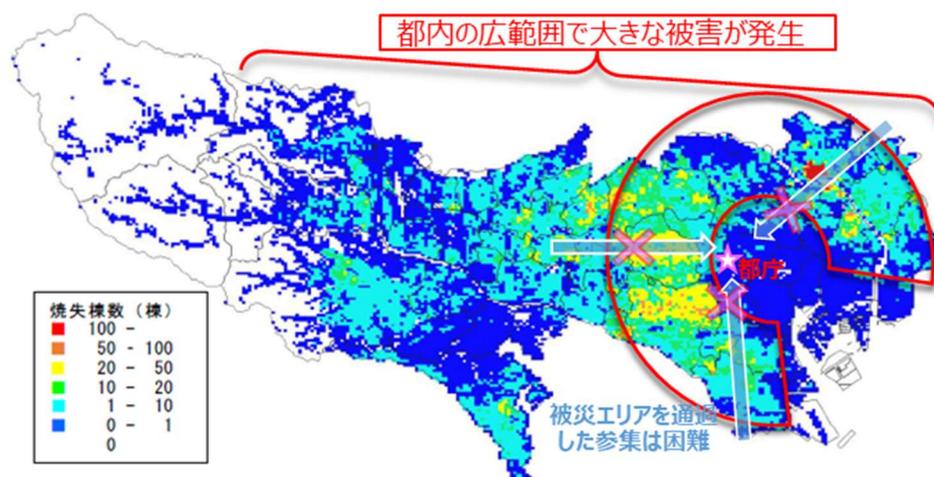


図 焼失棟数分布(多摩東部直下地震、冬・夕方、風速8m/s)

図 1-4 全壊棟数・焼失棟数分布図

(首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月)に一部加筆)

②都外からの応援部隊の受入れ

- ▶ 大量に発生する負傷者に対する救出・救助活動のため、都外から派遣される応援部隊（警察の広域緊急援助隊、消防の緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊等）の受入れ環境を速やかに構築することが必要である。
- ▶ 東京都は、都内の都立公園や清掃工場を中心に 60 か所の大規模救出救助活動拠点候補地を指定している。災害時には、都職員のうち現地機動班に指定された職員を派遣し、拠点の被害状況の確認及び開設支援を行う。
- ▶ 応援部隊の速やかな都内への進出や円滑な救出救助活動等のため、速やかに緊急輸送ルートを確認する。特に、重要となる陸路の確保に向け、道路や橋の被害確認と道路啓開を速やかに実施する。また、道路閉塞等により陸路が利用できない地域等では、ヘリコプター緊急離着陸場や防災船着場の開設等により、空路・海路を確保するなど、緊急輸送ルートの多重化を図る。

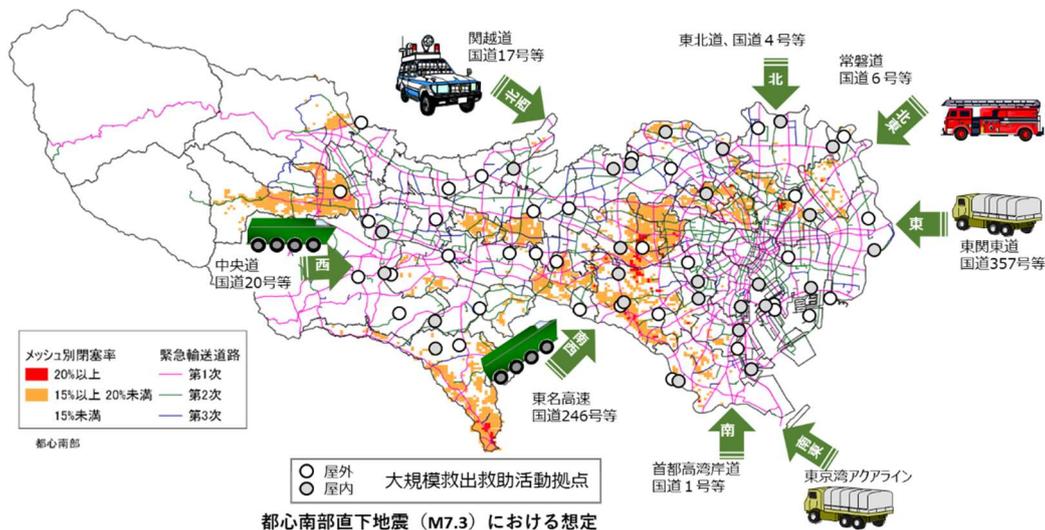


図 1-5 細街路の閉塞状況と救出救助活動のイメージ

(首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月)に一部加筆)

③避難所の運営支援と物流網の早期構築

- ▶ 最大約 299 万人の発生が想定される避難者のため、都内には膨大な数の避難所が開設される。避難所の運営は区市町村の所掌であるが、東京都としても区市町村からの求めに応じて、職員の派遣等の支援を行う必要がある。都としての災害対応に必要な人員を確保しつつ、区市町村への支援のため応援職員の確保についても考慮しなければならない。
- ▶ 避難所で配布する物資の不足も想定されるため、国や災害時協力協定を締結する団体と連携し必要な生活物資の調達に努めるとともに、広域物資輸送拠点の開設、輸送経路の啓開を速やかに実施し、区市町村の地域内輸送拠点までの輸送体制・

物流網を早期に構築する必要がある。

- 首都直下地震においては被害が軽微な島しょ地域に対しては、平常時と同様に食料等の生活物資を船舶にて輸送する必要がある。近隣県等も含めた利用可能な港湾の選定や船舶の確保に努めるとともに、東京湾の港湾施設の迅速な復旧が求められる。

④生活再建に向けた復旧・復興体制への速やかな移行

- 復興計画の立案のための被害調査の実施、区市町村による罹災証明書発行を支援する応援職員の確保、災害廃棄物処理等、応急・復旧からの円滑な移行を見据え、復興の準備も並行して進める必要がある。

【業務継続上のポイントまとめ（首都直下地震）】

- ✓ 救助救急活動や避難所運営・罹災証明発行などの災害対応を、長期にわたり都内全域で実施
- ✓ 島しょ地域を除き、発災後、当面の間は通常業務の縮小又は休止をし、全庁を挙げて災害対応
- ✓ 島しょ地域で通常生活が継続できるよう、本土からの物資搬送体制を確保
- ✓ 応急・復旧からの円滑な移行を見据え、復興の準備も並行して進める必要



▶ 最大規模の災害発生への備えを万全にするための体制のあり方について改めて整理する必要

2-3. 大規模風水害（大河川の洪水や高潮による氾濫）

（1）想定される被害の規模・様相

①全体像

- 荒川等の大河川の洪水による堤防の決壊や東京湾における高潮などを起因として、東京の東部低地帯を中心に広い範囲で浸水が発生する。
- 浸水深が5 m以上や浸水継続時間が2週間以上のエリアも発生するなど、甚大な被害が発生する可能性がある。一方で、河川から離れた浸水リスクの少ない台地等では、被害が発生しないエリアも同時に存在する。

②浸水エリアにおける甚大な被害の発生

- 浸水想定エリアである東京の東部低地帯においては、首都直下地震と同様、多数の人的・物的被害（建物の浸水）が発生する可能性がある。また、首都直下地震と同様に、交通インフラやライフラインにも被害が発生するため、各種インフラ・ライフラインの応急復旧や建物被害による罹災証明発行業務、災害廃棄物処理等の様々な災害対応業務が求められる。都市インフラの設備等が浸水した場合は、その復旧作業が長期にわたるおそれがある。

【参考：荒川右岸低地氾濫による被害想定】

（中央防災会議 大規模水害対策に関する専門調査会報告「首都圏水没」抜粋（H22. 4））



主な項目	被害想定
浸水区域内人口	約 120 万人
浸水世帯	約 51 万世帯 (床上: 約 45 万世帯・床下: 約 6 万世帯)
死者数	約 2 千人 (避難率 0% の場合)
孤立者数	最大約 86 万人 (避難率 0% の場合)
その他	地下鉄等の浸水、下水道などライフライン途絶 (供給側施設の浸水等による支障) など

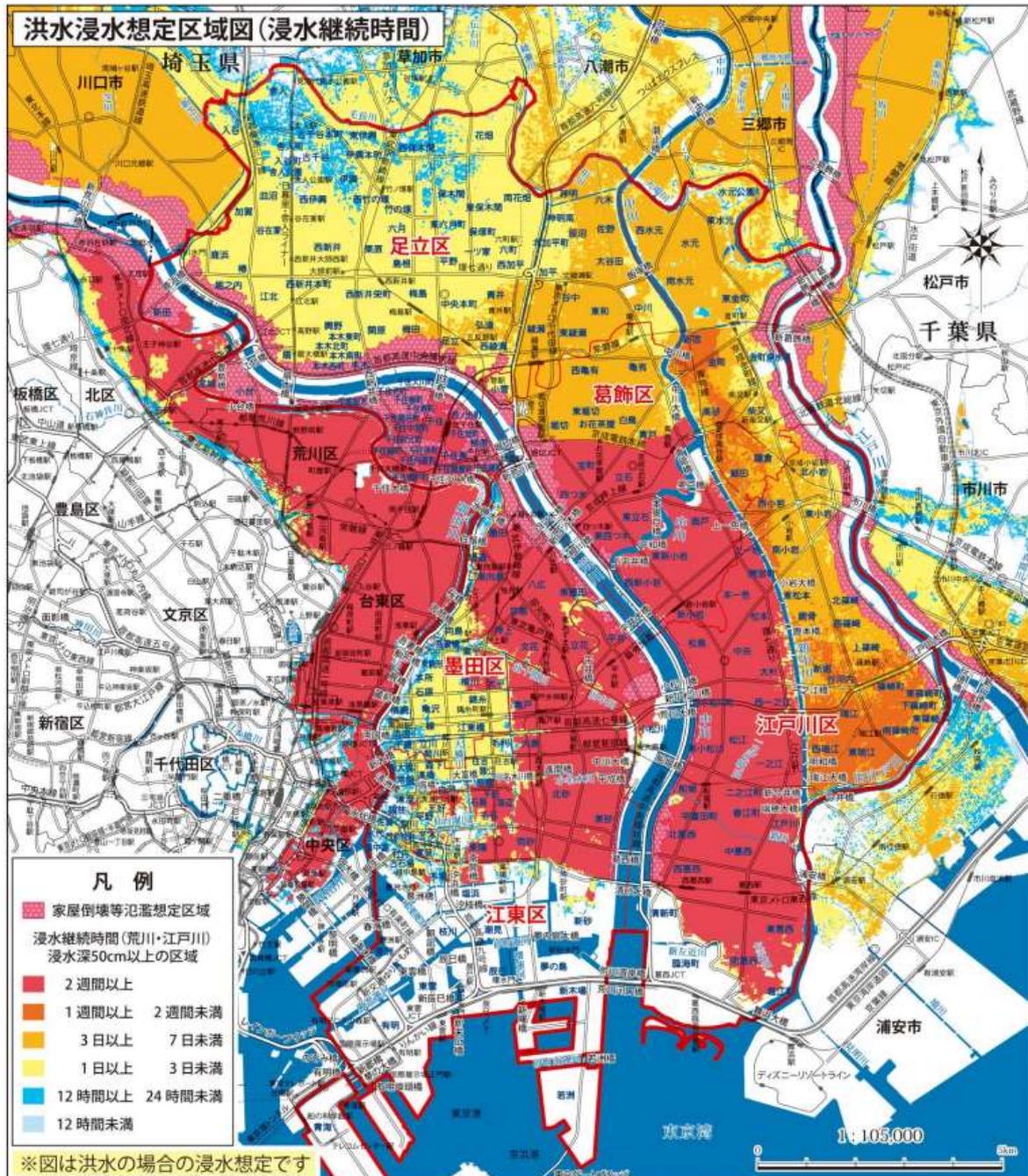
(2) 業務継続上のポイント

①災害のおそれのある段階からの災害対応態勢の構築

- ▶ 台風の進路や気象予報などにより、風水害はある程度の予測が可能のため、警報の発表状況に応じて職員の事前配備を行うことが可能である。必要に応じて、災害の発生前の段階で、応急対策本部や災害対策本部等を設置し、避難警戒体制（早期の事前避難、都民への呼びかけ、施設の閉鎖、イベントの延期・中止等）を構築する。
- ▶ 堤防の決壊箇所等の予測は困難であり、実際の被災状況は発生後でないと把握できないため、破堤後は速やかな被害状況の確認を行い、被害の全容把握とアセットの集中運用とに努める。
- ▶ 河川・下水道施設や鉄道など都市インフラの設備等が浸水した場合は、復旧作業が長期化するおそれがあるため、施設を所管する局等を中心に全力でその対応に当たる。
- ▶ 台風が東京の島々をなぞるように太平洋上を北上した後、本土に上陸・接近した場合、島しょ地域から区部・多摩地域まで広範囲にわたり、大雨、暴風、高潮等による大規模な風水害が発生するおそれがある。小笠原諸島を皮切りに伊豆諸島、その後、本土の区部・多摩地域と順に各種気象警報が発表され、東京都としても早期の段階で災害対応のための態勢を構築し、気象庁などの関係機関とも情報共有を図りながら、各地域の被害等の情報収集や発災した場合の速やかな対応に当たる必要がある。

②広域避難への支援

- ▶ ゼロメートル地帯が広がる東京の東部低地帯では、浸水想定エリアが広範囲に及び、自治体内に十分な避難先を確保することが困難であるため、大規模風水害時には、行政区域を越える広域避難が必要となる場合がある。
- ▶ 発災前から、安全な場所にある広域避難先施設の開設や運営などの対応に当たる関係区を支援する必要がある。
- ▶ 区市町村との情報連絡体制を構築するため、都は、区市町村災害対策本部等へリエゾン（Liaison Officer：LO（情報連絡員）。以下、「LO」という。）を派遣する。
- ▶ 一部の地域で浸水した場合は、速やかに被災地域への応急対策活動等を実施する必要があるため、発災前からシームレスな対応が求められる。



【参考：荒川決壊の洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）】

（出典：江東5区大規模水害ハザードマップ）

③排水活動との連携

- ▶ 浸水エリアでは、最前線で排水ポンプ車等による排水作業を行うため、特に発災直後は、各関係機関による救出救助活動と作業のエリアや資機材、作業用燃料の運搬ルート等とが重複することから、各作業について綿密な調整が必要となる。

④非被災エリアにおける通常業務の対応

- 浸水地域では、首都直下地震と同様、甚大な被害が発生するため、その災害対応に注力する一方で並行して、非被災地域では通常業務を継続して行う必要がある。

【業務継続上のポイントまとめ（大規模風水害）】

- ✓ 発災直後は、浸水エリア内で救助活動、排水活動等が展開
- ✓ 被災地域における避難所の運営・罹災証明発行業務等について、浸水エリア外の通常業務と並行して支援を実施
- ✓ 大規模風水害発生のおそれ段階においても、広域避難等の業務が発生
- ✓ 台風の進路・降雨の状況によっては、島しょ地域や多摩地域も同時に被災し、その支援を並行して実施する可能性



▶ 局地的な災害が発生した場合は、非被災地における通常業務と被災地における災害対応とを並行して実施する必要

2-4. 島しょ地域における災害（南海トラフ地震）

（1）想定される被害の規模・様相

- ▶ 南海トラフ地震では、西日本を中心に広範囲で甚大な被害が発生する。伊豆諸島・小笠原諸島では、巨大な津波が短時間で到達するため、迅速な避難対策が極めて重要となる。また、港湾施設等の被災により、当面の間、輸送手段が航路に限定される可能性があるなど、応急対策活動に大きな制約が生じるおそれがある。
- ▶ 南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、全割れや半割れなど複数の発生形態がある。半割れのケースでは、先発地震により、南海トラフ地震臨時情報が発表されるが、都内全体で大きな被害が発生せず、後発地震の警戒・避難対応が一定期間必要となるなど、対応が複雑かつ長期化するおそれもある。
- ▶ 区部・多摩地域では、一部の地域で震度6弱以上となる可能性があるため、発災直後の初動対応は、首都直下地震と同様に態勢を構築し、施設の被害確認等を行う必要がある。一方、ほとんどの地域が最大震度5強以下であるため、施設の点検等後は、態勢を縮小し、島しょ地域への対応に全力で当たるとともに、本土での通常業務も並行して行う必要がある。

【南海トラフ巨大地震による被害想定】

	最大津波高	到達時間
大島	約16m	約23分
利島	約17m	約19分
新島	約27m	約17分
式根島	約28m	約14分
神津島	約27m	約17分
三宅島	約16m	約25分
御蔵島	約7m	約30分
八丈島	約17m	約32分
青ヶ島	約14m	約36分
父島	約15m	約126分
母島	約16m	約108分

発災時は、
全島への津波
の影響が想定

島しょ町村
人口
計約2.5万人

建物被害1,258棟
死者 952人

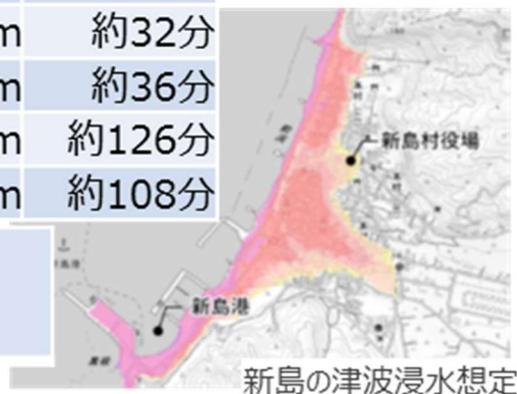


図 1-6 島しょ地域における津波高

(2) 業務継続上のポイント

①迅速な災害対応態勢の構築

- ▶ 南海トラフ地震では、短時間で巨大な津波が到達するおそれがある。このため、津波警報が発表された場合は災害即応態勢、大津波警報が発表された場合、又は島しょ地域に大津波が到達し、甚大な被害が発生した場合は、非常配備態勢を構築し、首長とのホットライン等も活用し、住民の迅速な避難を促進する。
- ▶ 南海トラフ地震臨時情報については、キーワード(調査中)が発表された場合は、災害即応態勢を構築し、その後の非常配備態勢に移行できる準備を整える。キーワード(巨大地震注意)又は(巨大地震警戒)となった場合、非常配備態勢に移行し、災害対策本部を設置する。臨時情報や状況の進展に伴い、適宜態勢の移行を検討する。

②島しょ地域への支援体制の構築

- ▶ 甚大な被害の発生が想定される島しょ地域への支援態勢を構築する。島しょ地域との緊急輸送ルートの根幹となる港湾施設は被災するおそれがあり、津波警報等の解除以降、点検・復旧作業を迅速に進める必要がある。また、その間、空路を主体とした輸送が中心となるため、必要な調整を行う。
- ▶ 後発地震発生のおそれがある場合は、島内避難(一部島外避難も含む。)やライフライン、物資の確保など、事前対策も必要となる。
- ▶ 島外避難の場合、避難先となる区部・多摩地域等における避難先施設の確保や応急仮設住宅等の供与、物資の調達等を実施する。

③非被災エリアにおける通常業務の対応

- ▶ 区部・多摩地域では、地震動による被害は軽微となり、被害が発生しないエリアも多く存在するため、島しょ地域の災害対応と並行して、通常業務を継続して行う必要がある。
- ▶ 南海トラフ地震は全国的に極めて甚大な被害が発生することから、サプライチェーンの途絶などによる通常業務への影響も考慮しておく必要がある。
- ▶ 甚大な被害が発生している他県等への応援等を同時に行うことも想定される。

④都外からの応援

- ▶ 南海トラフ地震発生時は、被害想定(死者及び自力脱出困難者数)を踏まえた重点受援県(静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県)が設定されており、自衛隊を含む国の支援は、大きな被害が見込まれる西日本が優先されるため、都の島しょ地域への支援は、

関係機関の限られたリソースによる対応が求められる。

【業務継続上のポイントまとめ（島しょ地域における災害（南海トラフ地震））】

- ✓ 西日本で甚大な被害が想定される南海トラフ地震では、都外からの応援が期待できないことを踏まえ、都内自治体による被災自治体への積極的な支援が想定
- ✓ 地理的要件や港湾施設の被災等により、緊急物資や応援要員の輸送等に制約
- ✓ 島外避難が行われた場合、本土で避難所を設置し、その運営支援等の業務が想定



▶ **局地的な災害が発生した場合は、非被災地における通常業務と被災地における災害対応を並行して実施する必要**

2-5. 島しょ地域における災害（火山噴火）

（1）想定される被害の規模・様相

- 都内には、全国の活火山 111 の約 2 割に当たる 21 の火山が存在している。このうち、周辺に住民が居住する常時観測火山の 6 火山（大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島） 7 町村（大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村及び利島村）を火山災害警戒地域に指定し、火山避難計画の策定など、警戒避難体制を整備している。
- 特に火山活動が活発な大島と三宅島とにおいては、過去 100 年間で中規模の噴火が大島で 3 回（28～36 年間隔）、三宅島で 4 回（17～22 年間隔）発生しており、その周期を迎えていることから、噴火の可能性は高いものと考えられる。
- 噴火が発生した島においては、噴石や溶岩流、降灰等により甚大な被害が発生するとともに、噴火の状況によっては、全島避難も想定される一方、区部・多摩地域において、被害は発生しない。

（2）業務継続上のポイント

①災害のおそれのある段階からの災害対応態勢の構築

- 常時観測火山では、震動観測、地殻変動観測、遠望観測等を行うほか、随時現地調査を行い、火山活動の推移を 24 時間体制で監視している。火山の異常現象を早期に把握することがある程度可能と想定されるため、警報の発令状況に応じて職員の事前配備を行うことが可能である。噴火の状況を踏まえた火山噴火警戒レベルの発表に応じて、災害対策本部など、必要な警戒体制を構築する。

②島外避難の実施

- 島しょ地域において大規模な噴火が発生した場合、一時的には島内での住民避難を実施し、状況により島外避難を実施することとなる。昭和 61 年の伊豆大島の噴火や、平成 12 年の三宅島の噴火時には全島避難が実施された。
- 島外避難の場合、区部・多摩地域等における避難先施設の確保や応急仮設住宅等の供与、物資の調達等を実施する。

2-6. 中規模災害

(1) 想定される被害の規模・様相

①地震

- 局地的に震度5強程度の地震が発生した場合、揺れの大きかった地域では、インフラ施設や住家等の被害が一部発生するおそれがある。
- 公共交通機関の運行停止により、時間帯によっては帰宅困難者が発生し、一時的に混乱が発生するおそれがある。

②風水害

- 台風の接近による大雨や集中豪雨等により、中小河川沿いや地盤の低いエリアにおいて浸水被害が発生するほか、丘陵地、山間部等において土砂災害が発生する。
- 被害の発生前段階から、防災気象情報の発表や区市町村による避難情報の発令、避難所開設などが行われるほか、発災後における浸水エリアの排水や護岸の復旧作業などを行う必要がある。

③火山

- 火口周辺に影響を及ぼす火山噴火など、島外避難に至らない程度の噴火では、危険区域立ち入り規制や島民の避難誘導、移送の実施、来島者の島外避難の呼びかけなどを実施する。
- 居住地域に影響を及ぼす火山噴火に伴う島外避難に備え、本土での避難先や移送手段の確保など、事前の準備を行う。

(2) 業務継続上のポイント

- 施設を所管する各局における点検や必要に応じた復旧作業、都民への早期の情報提供など、庁内において情報共有できる態勢を確実に構築し、都民に必要な情報の呼びかけなど、早期の防災行動につなげる必要がある。
- 局地的な被害への対応や都民への必要な情報提供などを必要な人員で適切に行うと同時に、通常業務も並行して行う必要がある。
- 今回、都政BCPで新たに対象とした大規模風水害や南海トラフ地震、火山噴火など、非常時優先業務と通常業務を並行して行う災害事象をベースに、被害の状況に応じて、適切な業務バランスを確立し、対応に当たることが重要となる。

2-7. 複合災害

(1) 想定される被害の規模・様相

- 東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であり、地震発生から3週間後に台風が接近した。
- 近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中に発生し、感染症対策を施しつつ、避難所運営や応援職員の受入れを行うなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。
- 新たな被害想定においても、大規模地震と大規模風水害、火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起き得る事象を整理した。

風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> ・数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

表 1-3 主な複合災害 (出典：首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月))

- これらを踏まえ、次の2つのケースの複合災害を想定する。

【ケース①】感染症の蔓延下において大規模災害が発生

- 感染症が国内で蔓延している状況下で、大規模災害が発生
- 避難所において、できる限りの感染症対策を講じるも、密集した環境のため、感染が拡大し、高齢者や既往症を持つ方等に重症化の傾向

【ケース②】大規模地震発生後、復旧・復興期に大規模風水害が発生

- 出水期における大規模地震の発生により多くの住民が避難生活を送る中、大型台風の接近や線状降水帯の発生等により水害が発生
- 浸水エリアにある指定避難所では、河川の氾濫に備え、安全な場所にある別の避難所に再避難

(2) 業務継続上のポイント

- 同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況を念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。
- 基本的には、先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、その災害事象にかかる非常時優先業務を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に、次の点に留意する必要がある。

【留意事項】

(ケース①：感染拡大＋大規模自然災害)

- 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

(ケース②：大規模自然災害＋大規模自然災害)

- 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
- 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等



図 1-7 複合災害時における先発・後発災害への対応イメージ

3. 非常時優先業務の選定

3-1. 基本的な考え方

- 大規模自然災害が発生した際、東京都が行うべき災害対応業務は膨大となる。また、都の職員や施設も被災する可能性があることから、膨大な数の災害対応業務を実施・継続するために必要な人的・物的資源を確保することができない可能性がある。そのため、特に重要な災害対応業務に関しては、限られた資源を集中的に投入してでも実施・継続しなければならない。
- 発災直後の混乱した状況下において、早期に優先度の高い業務に着手し、迅速に対応できるかという点が、その後の復旧・復興にも大きな影響を与える。過去の大規模災害においては、災害発生直後から被災地域の復旧・復興に向けた取組に着手することが求められており、都においても、発災後迅速かつ円滑に、復興計画の策定など、復旧・復興対策を行うことが必要とされる。
- このため、応急対策業務及び早期実施の優先度の高い復旧・復興業務、業務継続の優先度の高い通常業務を「非常時優先業務」として選定し、都自らが被災した状況であっても優先的に実施する。
- 非常時優先業務以外の通常業務については、特に首都直下地震など、広範囲で甚大な被害が発生した場合は休止する。また、その他の災害においては、非常時優先業務に注力しつつも、被災していない地域における通常業務について、非常時優先業務の支障にならない範囲で業務を継続することとする。

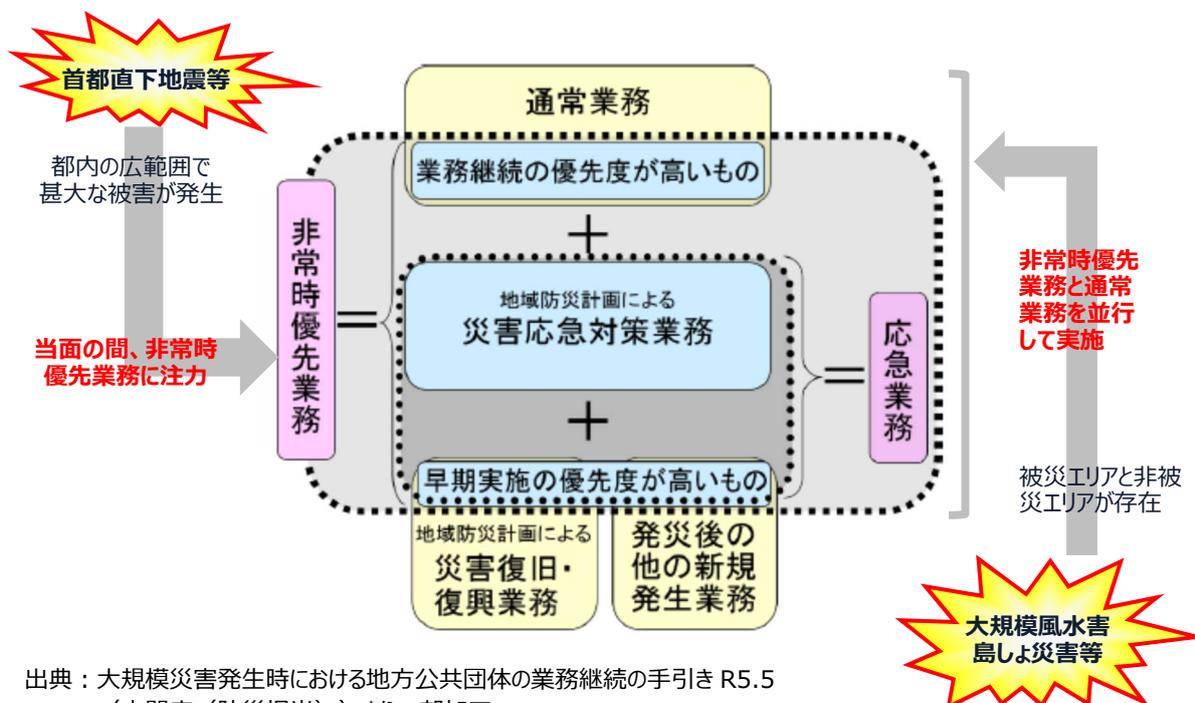


図 1-8 非常時優先業務の対象範囲

3-2. 対象とする期間

Point!

過去の災害事例等を踏まえ、非常時優先業務の対象期間を、これまでの「1週間以内」から、「1か月程度」に拡充

- これまでは、都自らが被災し利用できる資源が制約される状況において、限られた資源を投入すべき優先度の高い業務（＝早期に着手すべき業務）として、着手の目標を発災から1週間以内に設定していた。
- 過去に発生した災害事例では、72時間の活動が想定される救出救助活動が発災から1週間以上も継続して行われていることや、避難所の運営支援・広域輸送拠点の運営等は1か月にわたり活動が行われたこと、応急・復旧からの円滑な移行を見据えて復興の準備も並行して進める必要があることが明らかとなっており、より長期間にわたり業務継続が行える執行体制を確保する必要がある。
- 過去の災害事例等を踏まえ、今回の改定では、非常時優先業務の対象期間を、現行の「1週間以内」から「1か月程度」に拡充した。

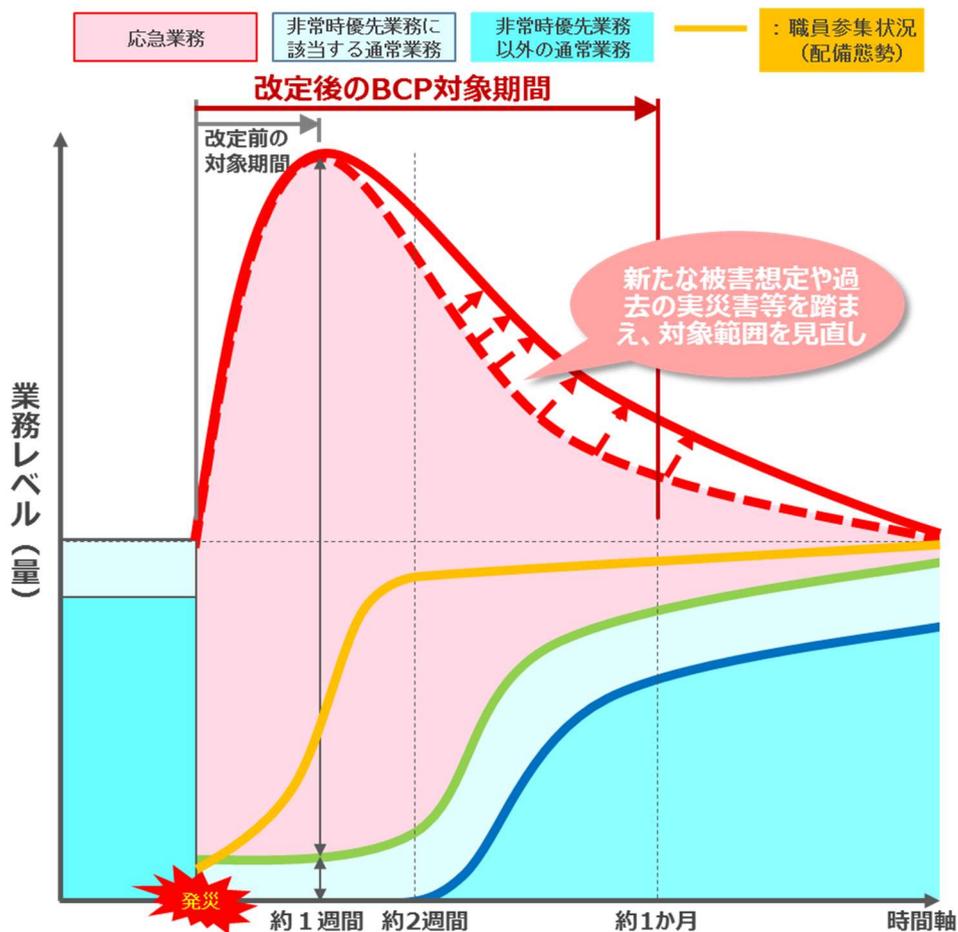


図 1-9 今回の対象期間の見直しイメージ（首都直下地震時）

3-3. 非常時優先業務における優先順位の設定

Point!

必要な人的・物的資源を確保できないなど、不測の事態に備え、非常時優先業務内においても優先順位を設定

- 災害対応業務の内、特に重要な業務を非常時優先業務として選定し、限られた人的・物的資源を集中的に投入する。しかしながら、想定を超える被害（都自らの被害を含む。）が発生した場合は、非常時優先業務であっても、その全てを行うことが困難になる可能性もある。
- 非常時優先業務ごとに業務着手の遅延による影響について、次の5つの指標に基づいて評価を行い、業務継続における優先順位を定めた。

指標	評価の観点
生命の保護 (救助)	業務が遅延・中断することにより、要救助者の発見や救助部隊の移動・到着に遅れが生じ、死傷者が拡大する。また、被害確認や応急措置・復旧が遅れ、余震等により建物倒壊が発生する等の二次被害が発生する。
被災者生活 支援	業務が遅延・中断することにより、避難所等で生活する被災者の身体的・精神的な負担が増える。
財産の保護 (応急復旧)	東京都の施設・設備の復旧が遅れることで、都民の財産に影響を及ぼす。また、都民の生活に必要な基本的な社会インフラの復旧が遅れる。
生活再建 ・復興	業務が遅延・中断することにより、被災者の生活再建（衣食住の確保）や社会・経済活動の回復が遅れる。
首都機能維持	業務が遅延・中断することにより、官邸や中央省庁庁舎の機能の回復が遅れ、政府の災害対応にも遅延・中断、国としての政治・社会・経済活動に影響を与える。

表 1-4 影響度分析に係る5つの指標

- 各局等は、必要な人的・物的資源を確保できない場合は、非常時優先業務の中から特に重要な業務への集中や、それ以外の業務に従事する予定の職員の分散など、優先順位等に基づき、必要な対応を行うこととする。

3-4. 災害ごとの非常時優先業務

(1) 首都直下地震等

- 令和4年5月に公表した被害想定における被害の様相等を踏まえ、全ての非常時優先業務を洗い出した。必要人数のピークは1週間後となる。
- 最も被害が甚大となる災害であることから、非常時優先業務が最も多く、1か月以降も長期にわたり非常時優先業務が必要となる。

業務の分類	着手時期	対象業務数		
		総計	応急復旧業務	通常業務
非常時優先業務	3時間以内	822	693	129
	1日以内	77	67	10
	3日以内	100	71	29
	1週間以内	69	44	25
	2週間以内	9	9	0
	1か月以内	11	8	3
	1か月以降	1	1	0
小計 (a)		1,089	893	196
その他通常業務		1,897	—	1,897
小計 (b)		1,897	—	1,897
合計 ((a) + (b))		2,986	893	2,093

表 1-5 非常時優先業務数（首都直下地震等）

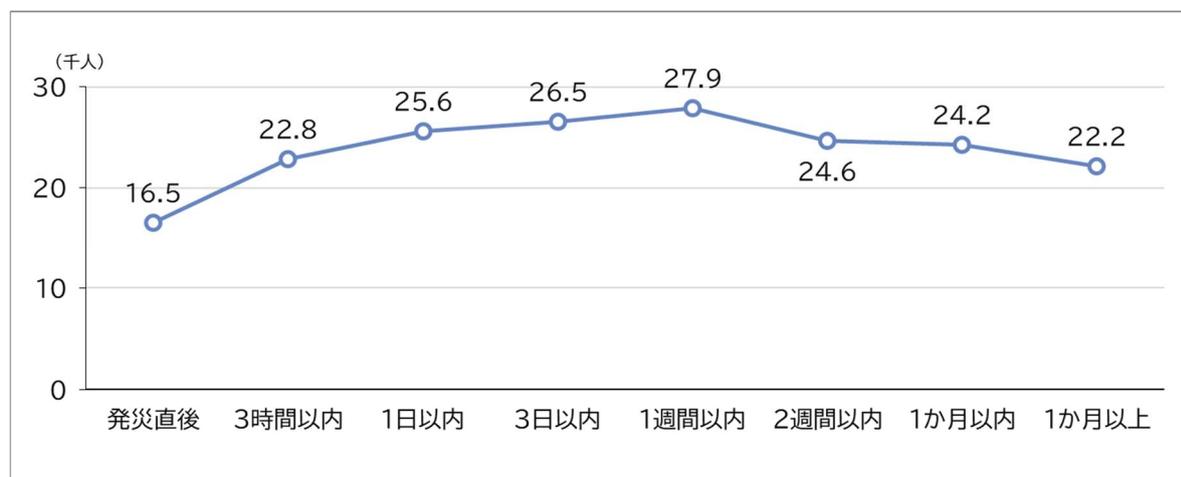


図 1-10 フェーズごとの非常時優先業務（首都直下地震等）に係る必要人員の推移

(2) 大規模風水害

- 都政 BCP で対象とする災害では 2 番目に非常時優先業務が多い。
- 各局所管の施設が浸水した場合の復旧業務に加え、出先事務所等が浸水した場合は、その復旧も考慮する必要がある。
- 必要人員のピークは 1 週間後であるが、ライフラインや交通インフラの設備等が浸水した場合など、被害の状況によっては復旧作業が長期にわたる可能性がある。
- 非被災地域では、通常業務も並行して実施する必要がある。

業務の分類	着手時期	対象業務数		
		総計	応急復旧業務	通常業務
非常時優先業務	3 時間以内	769	647	122
	1 日以内	64	50	14
	3 日以内	84	61	23
	1 週間以内	60	35	25
	2 週間以内	8	8	0
	1 か月以内	17	13	4
	1 か月以降	1	1	0
小計 (a)		1,003	815	188
その他通常業務		1,897	—	1,897
小計 (b)		1,897	—	1,897
合計 ((a) + (b))		2,900	815	2,085

表 1-6 非常時優先業務数 (大規模風水害)

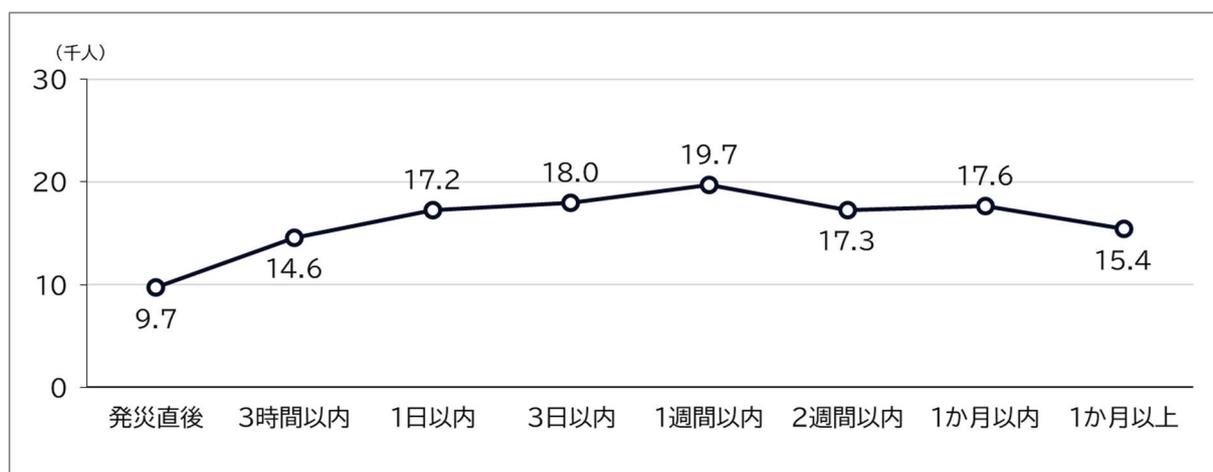


図 1-11 フェーズごとの非常時優先業務 (大規模風水害) に係る必要人員の推移

(3) 島しょ地域における災害(南海トラフ地震)

- 島しょ地域では、津波により全島が同時被災するおそれがあるため、全力で対応に当たる必要がある。
- 本土では、発災直後は、施設の点検など、首都直下地震と同程度の対応が必要となるが、被害は比較的少ないため、非常時優先業務が首都直下地震や大規模風水害に比べ少ない(ピークはおおむね1日後で、その後徐々に減少)。
- 島しょ地域の復旧の長期化等による本土への島外避難や、半割れに伴う後発地震の場合の事前対応などの業務が新たに発生する可能性がある。

業務の分類	着手時期	対象業務数		
		総計	応急復旧業務	通常業務
非常時優先業務	3時間以内	705	589	116
	1日以内	51	40	11
	3日以内	69	48	21
	1週間以内	55	38	17
	2週間以内	3	3	0
	1か月以内	9	6	3
	1か月以降	0	0	0
小計 (a)		892	724	168
その他通常業務		1,897	—	1,897
小計 (b)		1,897	—	1,897
合計 ((a) + (b))		2,789	724	2,065

表 1-7 非常時優先業務数 (南海トラフ地震)

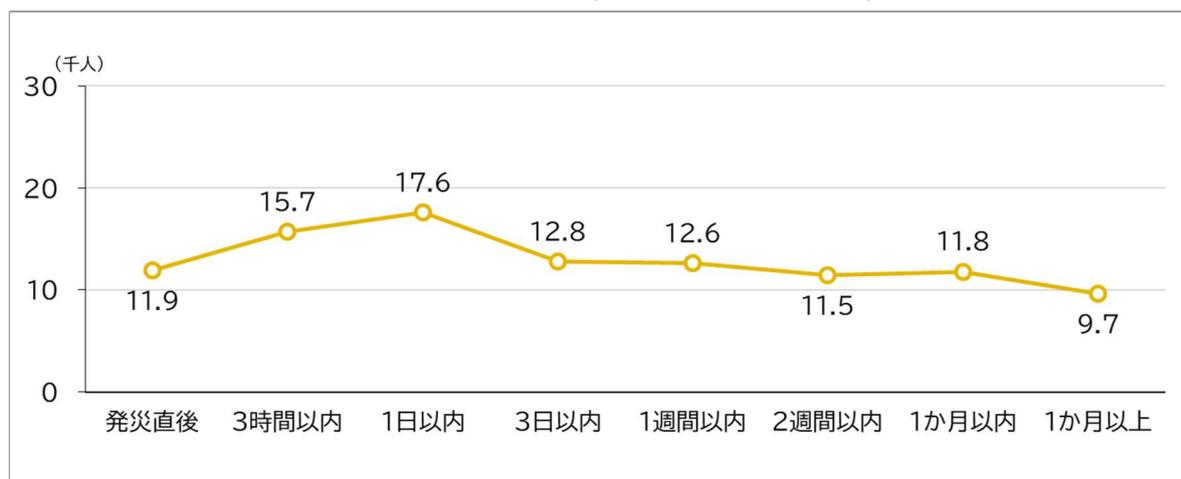


図 1-12 フェーズごとの非常時優先業務 (南海トラフ地震) に係る必要人員の推移

(4) 島しょ地域における災害（火山噴火）

- 島しょ地域に係る基本的な非常時優先業務は、南海トラフ地震と共通事項が多いが、各島の同時噴火は想定しにくいこと、また、本土における被害の影響がないことから、南海トラフ地震より非常時優先業務は少ない。
- 噴火による居住地への影響や火山活動の長期化等により、本土への島外避難の対応が必要となる場合は、その受入れ等の業務が新たに発生する可能性がある。

業務の分類	着手時期	対象業務数		
		総計	応急復旧業務	通常業務
非常時優先業務	3時間以内	442	346	96
	1日以内	30	21	9
	3日以内	55	35	20
	1週間以内	42	28	14
	2週間以内	3	3	0
	1か月以内	4	4	0
	1か月以降	0	0	0
小計 (a)		576	437	139
その他通常業務		1,897	—	1,897
小計 (b)		1,897	—	1,897
合計 ((a) + (b))		2,473	437	2,036

表 1-8 非常時優先業務数（火山噴火）

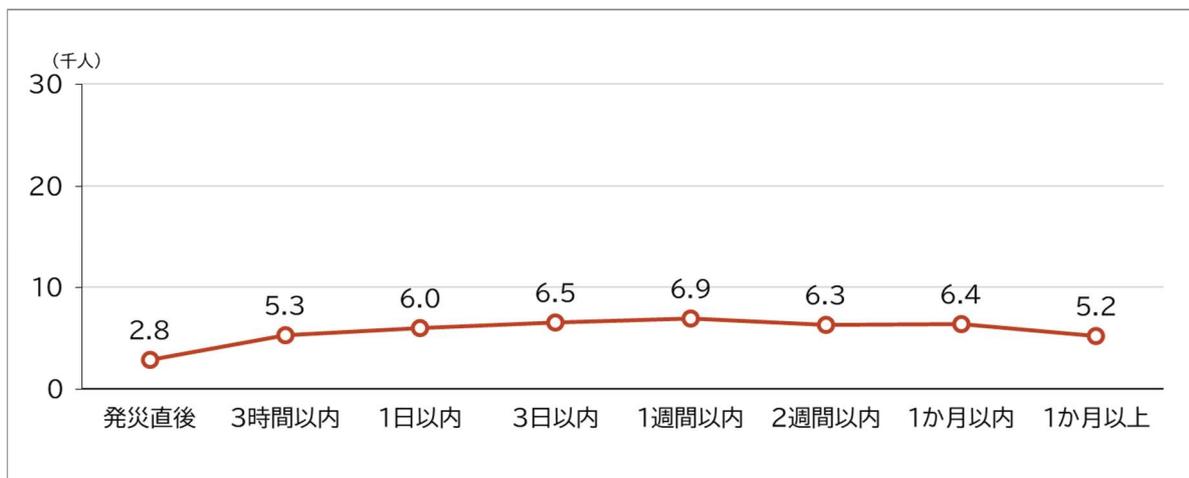


図 1-13 フェーズごとの非常時優先業務（火山噴火）に係る必要人員の推移

(5) 中規模災害

- 中規模災害時においても、被災していない地域での通常業務と並行しながら、災害対応に当たるため、(2)～(4)をベースに、被害の規模や状況等に応じて、非常時優先業務と通常業務のバランス等を踏まえ選定する。
- ある一定規模の災害の場合は、必要な業務数は、大きくは変わらないため、被害の規模や状況に応じて、各々の業務に従事する職員の数を調整することで、必要な職員を確保することとする。

(6) 複合災害

- 複合災害の場合は、まず、先発の災害の状況を踏まえた非常時優先業務を実施する中で、後発の災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、それぞれの非常時優先業務を照らし合わせ、共通する非常時優先業務については従事している職員数で対応可能か改めて確認を行うとともに、その時点で行っていない非常時優先業務については追加で対応するなど、柔軟に対応する必要がある。

(7) 災害事象ごとの傾向

- (1)～(4)の災害事象を比較してみると、基本的には、被害規模が小さくなるにつれて、非常時優先業務に充てる職員数も減る傾向にある。
- このため、実施すべき非常時優先業務に必要な人員等を踏まえ、非被災地域での通常業務に配置していく。また、被災地域における避難所運営や罹災証明業務等についても、非常時優先業務・通常業務のバランスも見ながら、非被災区市町村や都外からの応援等も併せ、被災区市町村に対し必要な支援を行っていく。
- 大規模風水害については、ライフラインや交通インフラの設備等が浸水した場合は、所管局を中心に復旧作業等の非常時優先業務に従事する職員を増やし、対応にあたる。復旧の状況等によっては、長期化する可能性がある。
- 南海トラフ地震については、半割れのケースが発生した場合、後発地震がいつ発生するかで非常時優先業務の推移が変わることに留意する必要がある。
- 火山噴火についても、噴火の状況によって、業務が長期化したり、島外避難により、新たな業務が発生する可能性があることに留意する必要がある。

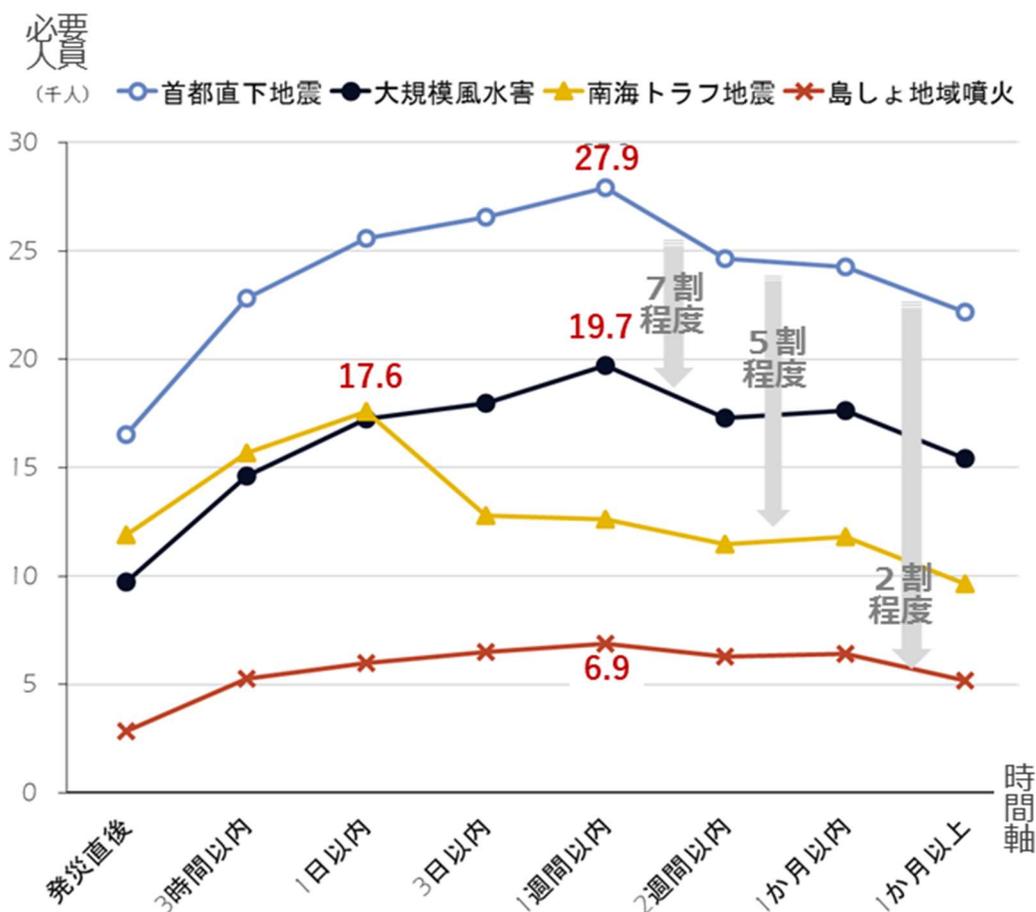


図 1-14 フェーズごとの非常時優先業務に係る必要人員の推移

第Ⅱ部：業務継続のための執行体制づくり

1. 災害の特性に応じた態勢の構築

1-1. 基本的な考え方

- 非常時優先業務を実施する態勢としては、地域防災計画で定められた体制が基本となると考えられるが、地方公共団体自らも被災し、資源制約が伴う条件下であってもこれまでの体制で業務継続に支障がないかを検証し、必要に応じて体制や指揮命令系統を見直すことが重要である。例えば、重要な役割を担う職員が早期に参集できない場合にも意思決定や情報伝達に支障がないか、優先度の高い通常業務も地域防災計画で定められた体制下で実施可能かどうか等について、指揮命令系統等を踏まえて検証しておくことが必要である。

1-2. 非常時における職員の配備態勢

- 東京都では、災害の発生及び発生のおそれがある段階（警戒段階）において、表 2-1 に示す職員の配備態勢を定めるほか、各局等においても、所管する業務等に応じた配備態勢を定めている。

(1) 都本部等における配備態勢の概要

職員配備態勢	構成*	活動業務
情報監視態勢	【勤務時間内】 総務局総合防災部防災対策課 【勤務時間外】 総務局総合防災部 ・夜間防災連絡員	・主に情報収集等の業務
情報連絡態勢	【勤務時間内】 総務局総合防災部 ・指定要員、班要員 【勤務時間外】 総務局総合防災部待機当番 ・指定要員（総務局指定要員含む。） ・班要員、業務要員 ・夜間防災連絡員	・気象庁、総務省消防庁、関係機関、区市町村等と連携し、情報収集・伝達や被害状況の把握等
災害即応態勢 (危機管理監が必要と認めたとき。)	【勤務時間内】 総務局総合防災部 ・指定要員全員 ・班要員全員 【勤務時間外】 総務局総合防災部 ・指定要員（総務局指定要員含む。）全員 ・班要員全員 ・業務要員全員 ・夜間防災連絡員	・各局等は、有線電話、無線電話等の活用により、直ちに各部課及び各出先事業所等に伝達 ・特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対する周知及び各局等の非常時優先業務
非常配備態勢	特別非常配備態勢の構成を基本として、被害その他の状況に応じて、その都度定める態勢	・特別非常配備態勢の職員配備区分を基本として、被害その他の状況に応じた非常時優先業務
特別非常配備態勢	全庁職員	・災害応急対策に従事することができる全職員が、自宅及び家族の身の安全を確認した上、自発的に参集し行う、発災初期の活動態勢を確保するための非常時優先業務

※各態勢の構成職員は対象者を表す。実際の対応人員規模は災害状況により異なる。

表 2-1 配備態勢の概要

(2) 災害ごとの配備態勢の概要

①地震

職員配備態勢	体制	事象
情報監視態勢	—	震度4以下※
情報連絡態勢	—	震度5弱※
災害即応態勢	災害即応 対策本部	震度5強※
		(南海トラフ地震) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)
応急配備態勢	応急対策本部	—
非常配備態勢	災害対策本部	勤務時間内に震度6弱以上、震度5強で甚大な被害が発生、島しょ地域で甚大な被害が発生
		(南海トラフ地震) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・警戒)
特別非常配備態勢		勤務時間外に震度6弱以上

※その他、指令室長が必要と認めるときなどに設置することができる。

表 2-2 地震における職員配備態勢

②風水害

職員配備態勢	体制	事象
情報監視態勢	—	気象注意報発表
		(大規模風水害) 計画運休の可能性、島しょ地域へのL0派遣
情報連絡態勢	—	気象警報発表、氾濫警戒情報、避難情報発令 他
		(大規模風水害) 計画運休の実施
災害即応態勢	災害即応 対策本部	多くの被害発生又は発生のおそれ 他
応急配備態勢	応急対策本部	多くの被害発生又は発生のおそれ 他
非常配備態勢	災害対策本部	甚大な被害発生又は発生のおそれ 他
特別非常配備態勢		—

表 2-3 風水害における職員配備態勢

③火山

職員配備態勢	体制	事象
情報監視態勢	—	活火山であることに留意
情報連絡態勢	—	噴火警報（火口周辺）・レベル※2の発表等
災害即応態勢	災害即応 対策本部	噴火警報（火口周辺）・レベル※3の発表 噴火警報（居住地域）・レベル※4の発表等
応急配備態勢	応急対策本部	本部長が必要と認めたとき
非常配備態勢	災害対策本部	噴火警報（居住地域）・レベル※5の発表等
特別非常配備態勢		—

※レベル：噴火警戒レベル

表 2-4 火山における職員配備態勢

1-3. 災害対応態勢（カテゴリー）の設定

（1）概要

Point!

災害の事象・規模に応じて初動対応からシームレスに応急・復旧業務に移行できるよう、職員の配備態勢をカテゴライズ

- 夜間、休日等の勤務時間外に震度6弱以上の地震（島しょ地域を除く。）、いわゆる首都直下地震等が発生した場合は、区部・多摩地域の広範囲にわたり甚大な被害が想定されることから、都災害対策本部を設置すると同時に、特別非常配備態勢が発令され、職員はあらかじめ定められた拠点に参集し、全庁態勢で災害対応に従事する。
- 大規模風水害や南海トラフ地震など、首都直下地震以外の災害が発生した場合等は、被害の甚大な地域では、首都直下地震と同様の災害対応が必要となるため、災害対策本部等を設置し、関係各局等が一丸となってその対応に当たる。同時に、被害のない地域では通常業務も並行して行わなければならない。
- 被害の規模によって、非常時優先業務と通常業務との割合も変わるため、非常配備態勢等の一つの区分だけでは、どの程度の態勢で対応すべきか、災害の状況に応じた配備態勢の庁内共有が困難である。
- 首都直下地震など、広範囲で甚大な被害が発生した場合においても、発災直後の、救出救助、消火活動などあらゆる応急対応から復旧のフェーズになると、非常時優先業務も減少し、徐々に通常業務も再開し始めるなど、時間の経過とともに態勢も変わってくる。
- このため、都政BCPでは、災害の発生又は発生のおそれがある段階において発令される既存の職員配備態勢に加え、発生した被害の規模や時間の経過に応じて、災害対応に従事する職員の規模等を明らかにする災害対応態勢について、カテゴリーを設けることとする。

カテゴリー	災害対応態勢の概要		代表的な災害
	被害の範囲	災害対応	
カテゴリーⅣ	都内の広範囲	全庁的な災害対応	首都直下地震 (南海トラフ地震:発災直後)
カテゴリーⅢ	一定規模の範囲	通常業務と並行した 災害対応	大規模風水害
カテゴリーⅡ	複数の島しょ町村		南海トラフ地震
	1か所の島しょ町村		島しょ地域の火山噴火
カテゴリーⅠ	限定した範囲		中規模災害

表 2-5 初動における災害事象・規模に応じたカテゴリーのイメージ

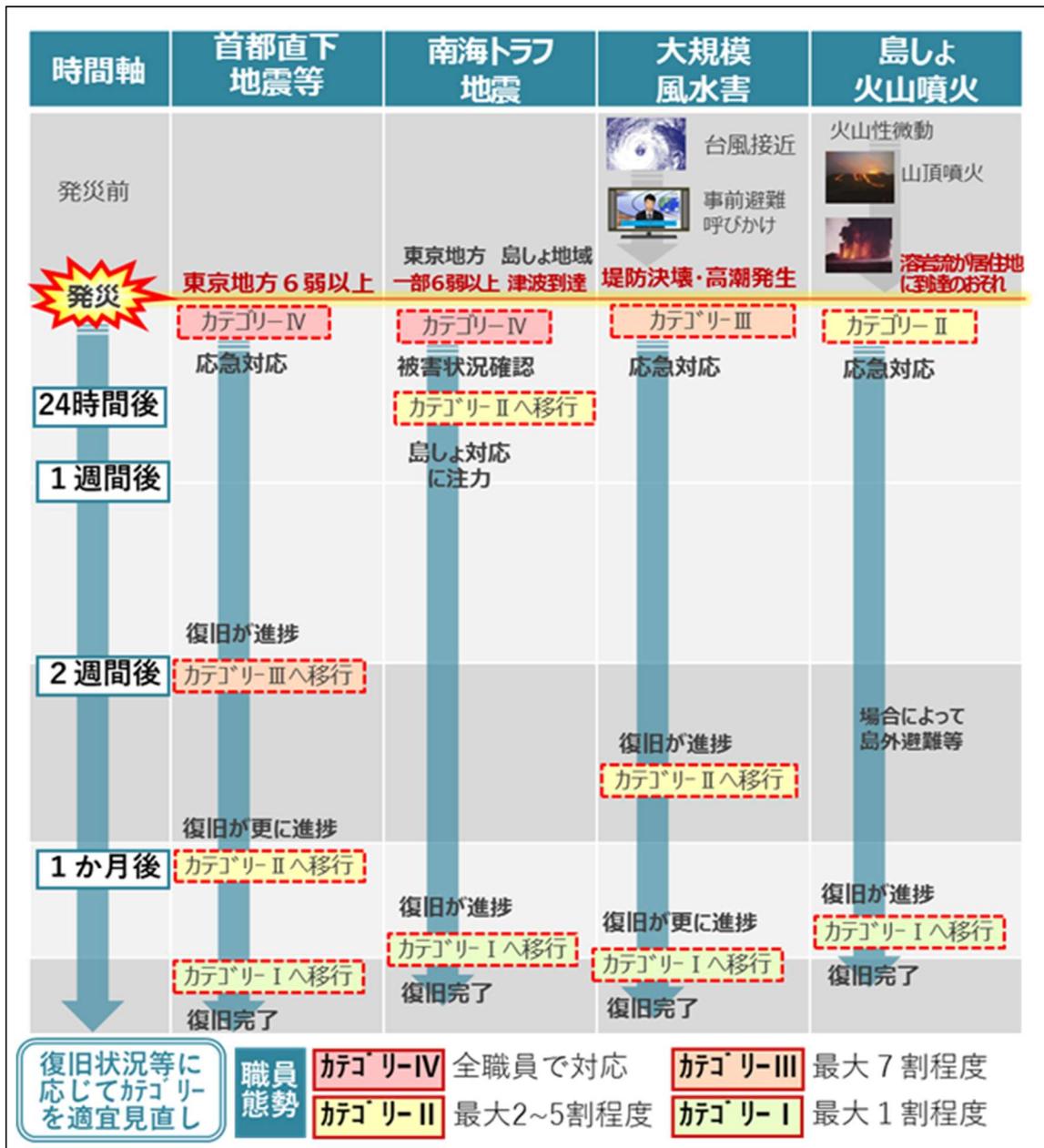


図 2-1 災害事象と時間の経過に応じたカテゴリーイメージ

(2) カテゴリーの運用

- カテゴリーの判断のため、いずれの種類・規模かによらず災害の発生とともに、都は都内の被害状況（被害の規模・発生範囲等）等を収集した上で、都災害対策本部等にてカテゴリーを決定する。
- カテゴリー決定後も、被災エリアへの対応、被災区市町村への支援、通常業務の程度など、復旧の進捗状況に応じ適宜・適切な態勢で対応に当たることとする。

災害発生後、時間の経過とともに、応急復旧活動が進展し、支援規模が減少する場合、カテゴリが変更、または、態勢が変更となる

態勢のイメージ：「○○○○態勢（カテゴリ○○）」

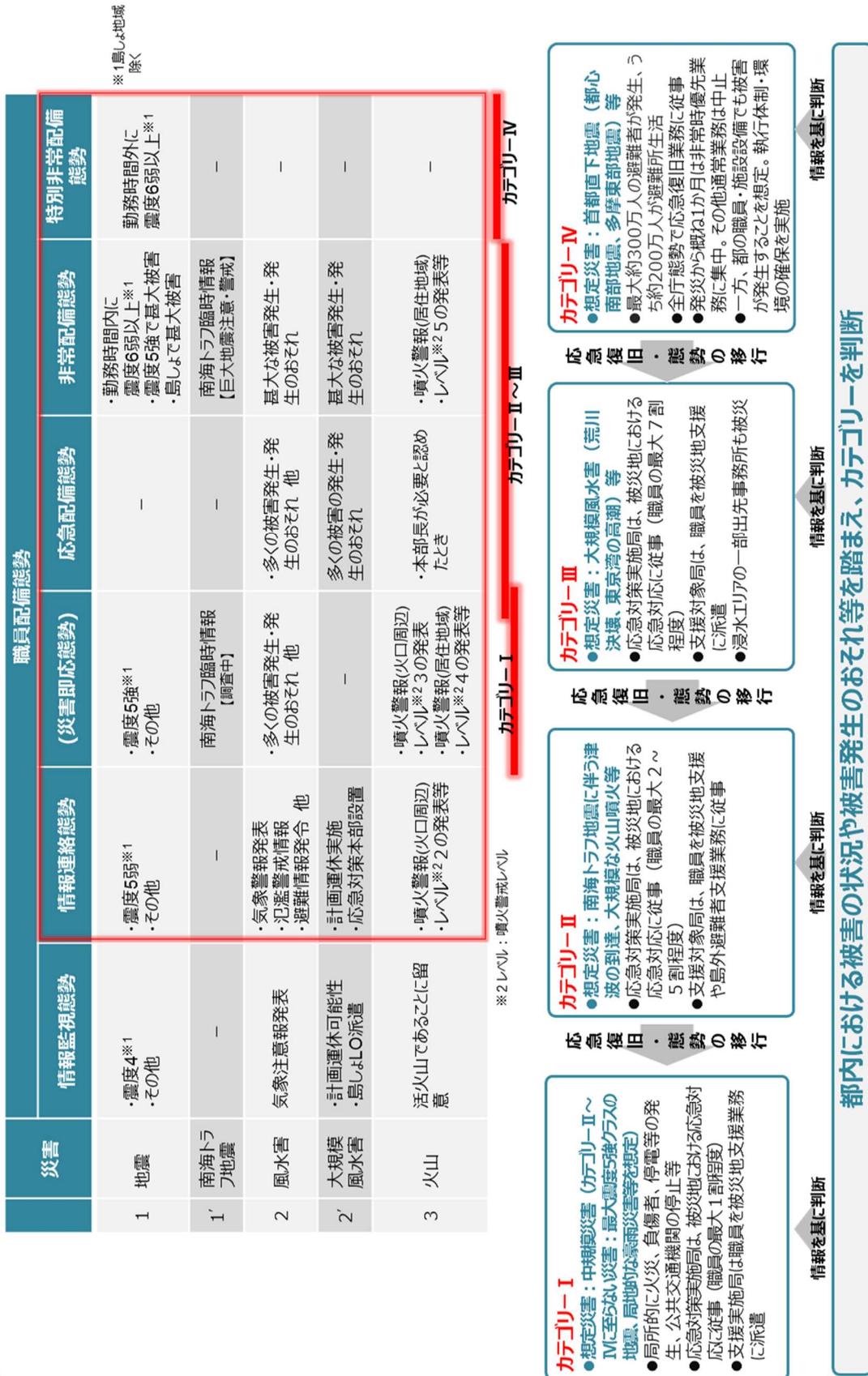


図 2-2 職員配備態勢とカテゴリの関係性イメージ

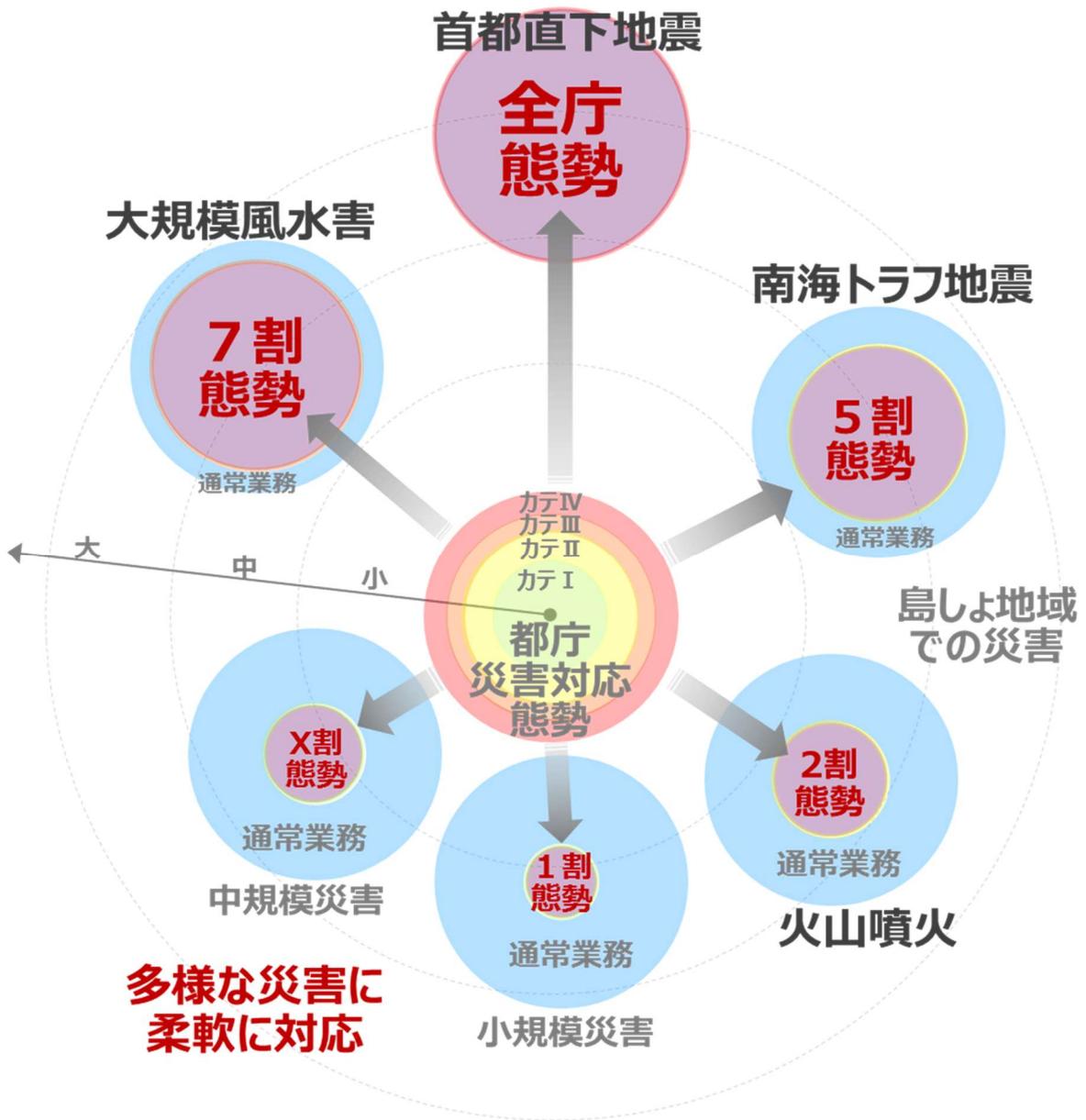


図 2-3 災害ごとの対応態勢とカテゴリーの関係イメージ

(3) カテゴリー別の特徴

- ▶ 災害ごとに応急復旧業務の業務量や職員参集状況、非常時でも継続する通常業務の範囲が異なるため、カテゴリーごとの特徴を次に示す。これらの特徴を踏まえ、職員の配備態勢や非常時優先業務の整理を行う。

項目	カテゴリー	
	カテゴリーⅣ	カテゴリーⅢ～Ⅰ
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発災後、応急復旧業務が新たに発生することにより業務量が急激に増加する。 ✓ 発災から特に1週間程度は、一定の職員が参集できない可能性も考慮する必要がある。職員の不足に対しては、局内・庁内での職員融通のほか、庁外からの受援により業務継続する。 ✓ 発災から応急復旧業務の進捗等とともに、通常業務の業務量も増加する。応急復旧業務と通常業務との両立が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発災後、応急復旧業務により業務量が増加するものの、首都直下地震と比較すると多くない。 ✓ 災害によっては、事前配備が可能なため、発災直後から平時と同程度の職員で対応できる場合もある。 ✓ 被災地対応に注力しつつ、非被災地においては通常業務を継続して行う必要がある。 ✓ 甚大な被害が発生した場合は、避難所の運営等は、カテゴリーⅣと同程度、継続して行う必要がある。
イメージ図	<p>このグラフは、発災後、業務レベル(量)が急激に増加し、約1週間、約2週間、約1か月の期間にわたって高レベルで維持される様子を示している。対応業務(赤)は最も急激に増加し、非常時優先業務(青)と非常時優先業務以外の通常業務(緑)も増加する。職員参集状況(黄)は約1週間後から徐々に回復する。改定後のBCP対象期間(赤)は約1週間から約1か月にわたる。新たな被害想定や過去の震災等を踏まえ、対象範囲を見直し(赤い吹き出し)が行われる。</p>	<p>このグラフは、発災後、業務レベル(量)が急激に増加し、約2週間、約1か月の期間にわたって高レベルで維持される様子を示している。対応業務(赤)は最も急激に増加し、非常時優先業務(青)と非常時優先業務以外の通常業務(緑)も増加する。職員参集状況(黄)は約2週間後から徐々に回復する。首都直下型地震の応急業務の業務量(赤い吹き出し)が示されている。</p>

表 2-6 カテゴリーの概要

1-4. 被災状況に応じた持続可能な態勢の構築

- ▶ 災害対応は、発災時間帯や災害規模等に応じた態勢で対応することとなるが、特に大規模災害の発生直後は、24 時間態勢で非常時優先業務に従事することが想定されるため、早期に持続可能な態勢を構築することが重要となる。
- ▶ 災害対応が長期にわたる場合は、各局等において、早期にローテーションを組むなど、持続可能な態勢を早期に確立する。
- ▶ ローテーション勤務を決定する際に、発災後最初の正規の勤務時間が終了するまでに整理するよう努め、特に夜間の休憩時間を十分に確保するなど、職員の健康維持に配慮する。災害対策本部会議等において、各局等にも持続可能な態勢構築を指示する。
- ▶ 災害対策本部等は、被害への対応状況等を踏まえ、必要に応じて、態勢の維持・縮小、業務密度の低い部署から高い部署への配置転換の必要性等を判断する。非常時優先業務に従事する必要がある職員については、引き続きローテーション勤務で対応する。また、配置転換の必要があると判断した場合、配置転換を命じられた職員は、配置転換後の業務が決定されるまでの間、職場待機し、配置転換後は、ローテーション勤務で対応する。
- ▶ 東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）を踏まえ、交通機関の停止が長期にわたると想定される場合、原則として発災後 3 日間は庁舎内に待機する。
- ▶ 非常時優先業務に従事しない職員及びローテーション勤務において非番となる時間帯に当たる職員については、交通機関の運行状況等を踏まえ帰宅可能とするが、帰宅することが困難な場合は職場内等で休憩する。
- ▶ 職場内等で休憩するに当たり、各局等はあらかじめ会議室や執務室における休憩スペースを定めておくなど、非常時優先業務に専念できるための環境整備に努める。
- ▶ 災害対応が長期にわたることが想定される場合、各局等は、早期に 24 時間以上の休憩を交代で与えるなど、自宅の被害状況の確認等に戻れるように配慮する。

<ローテーション勤務の考え方>

- ✓ 24 時間対応の場合、勤務時間を 3 分割する 3 交代制と、2 分割する 2 交代制とが主として考えられる。
- ✓ 勤務時間外の発災の場合など、特に非常時優先業務に従事する職員が少ない発災当初は、参集時刻が遅い職員を最初の交代要員として指定し、ローテーションを組むなど、従事可能な職員を可能な限り継続的に確保できるよう工夫することが求められる。
- ✓ 発災当初など、夜間であっても対応する業務が多く、従事可能な職員数が少ない場合には、1 日 11 時間勤務で休憩時間 2 時間とするなど、2 班 2 交代制による勤務が考えられる。
- ✓ 2 班 2 交代制による勤務は、特に参集職員数の少ない時期に有効であるが、長期にわたり 24 時間対応が必要となることを見込まれる場合には、早期に 4 班 3 交代制に移行するなど、職員の休日についても考慮する必要がある。

【3 交代制勤務の例】

- ✓ 正規の勤務時間である 1 日 7 時間 45 分勤務を基に休憩時間を 1 時間とし、4 班 3 交代制による勤務を考えた場合、勤務時間の重複する 45 分間については、引継ぎ時間として確保し、円滑な業務遂行が可能となるよう配慮する必要がある。

<勤務ローテーション例（3 交代制勤務）>

①	9:00~17:45	
②		17:00~25:45
③		25:00~9:45

※ 公共交通機関が動いているときには、終電の時間を考慮してシフトを組むなど、柔軟に対応することが重要。

<4 班 3 交代制勤務のシフト例>

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
9:00~17:45	A班	A班	A班	B班	B班	B班	C班	C班	C班	D班	D班	D班	A班	A班
17:00~25:45	B班	B班	C班	C班	C班	D班	D班	D班	A班	A班	A班	B班	B班	B班
25:00~9:45	C班	D班	D班	D班	A班	A班	A班	B班	B班	B班	C班	C班	C班	D班
休日	D班	C班	B班	A班	D班	C班	B班	A班	D班	C班	B班	A班	D班	C班

※ 対応する職員が不足し、休日を考慮したローテーションを組むことが困難な場合であっても、各業務を担当する全職員が、常時対応しなければいけない状況とは限らない。各業務の特性に応じて、可能な限り交代で休憩が取れるよう、所属長や班長などが配慮することが、長期にわたる災害対応においては重要。

1-5. 権限の代行

- 平常時には、東京都組織規程（昭和 27 年東京都規則第 164 号）に定める組織体制の下で、事案の決定については、事務の権限及び当該決定結果の重大性に応じて、知事又は局長、部長若しくは課長が行うものと東京都事案決定規程（昭和 47 年東京都訓令甲第 10 号）に定めている。
- 災害時の指揮命令系統は、東京都事案決定規程を参考に定めることとするが、複数の臨時代行者及びその代行順序を決めておく。
- 都災害対策本部においては、本部長である知事が都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。本部長に事故があるときには、副本部長である副知事、警視総監、消防総監の順序によりその職務を代理する。副知事である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、知事の職務代理の順序による。
- 局長は、本部長の命を受け、局の事務を掌握する。
- 本部員である局長が被災等により参集できない場合は、本部員代理（あらかじめ本部員が指名する者）がその職務を代理し、本部の指示や計画に基づき応急対策について職員を指揮する。
- 災害時には、東京都災害対策本部運営要綱で定める組織体制をもって非常時優先業務を遂行するため、責任者が不在の場合にも迅速に適切な意思決定ができるよう、指揮命令系統を確立しておく必要がある。このため、各局の危機管理マニュアル等において事案決定の代行を定め、指揮命令系統を確立することとしている。

不在者	臨時代行者の例
局 長	✓ 局長があらかじめ指定する理事又は部長を複数指定し、代行順序を定める。
部 長	✓ 部長があらかじめ指定する課長を複数指定し、代行順序を定める。
課 長	✓ 課長があらかじめ指定する担当課長又は課長代理級職員（統括課長代理、課長代理）の中から複数指定し、代行順序を定める。 ✓ また、課長代理級職員が欠ける場合を想定し、一般職員の中から複数指定し、代行順序を定める。

表 2-7 権限の代行の例

1-6. 職員参集の把握及び安否確認

- ▶ 非常時優先業務を迅速かつ確実に遂行するためには、その業務に従事する職員の安否や参集可否、参集に要する時間などの情報をいち早く把握することが重要である。
- ▶ 大規模災害発生時には、停電や輻輳により電話がつかないことが想定される。
- ▶ 各局等は、電話連絡だけでなく、職員の携帯電話等へのメール送信により、参集可否や参集可能時間の回答を集約するシステムを用いるなど、迅速に参集状況を確認することとし、そのほか、補完的な手段として、SNSなども活用するなど、連絡手段の多重化を図る必要がある。



図 2-4 安否確認（上段）・職員参集（下段）システムのイメージ

- 発災時、各局等は職員の参集情報を迅速に集約し、発災後2時間を目途に開催予定の災害対策本部会議等において報告するとともに、その後、都災害対策本部の指示に基づき、定期的に参集状況を都災害対策本部へ報告する。
- 各局等から都災害対策本部への参集状況報告は、東京都災害情報システム（DIS）に、DIS 端末や TAIMS※、スマートフォン等の携帯端末から行う。

※TAIMS・・・Tokyo Advanced Information Management System（東京都高度情報化推進システム）

DIS 参集状況報告イメージ図（入力情報は訓練時のもの）

各局等情報入力画面

<p>態勢情報</p> <p>報告番号： 第1報 都・区市町村： 総務局 報告日時： 2023/09/01 08:15:00 態勢状況： 特別非常配備態勢 備考：</p>	<p>本部設置情報</p> <p>本部種別： 設置日時： 廃止日時：.</p>
--	--

都・区市町村	組織名	参集人数	必要人員数	過不足人員数	参集率	報告日時	備考
東京都	総務局 総務部	38	177	-139	21.5%	2023/09/01 08:29 現在	
東京都	総務局 (その他)	0	0	-	-	YYYYMMDD HHmm 現在	
東京都	消防職員	0	0	-	-	YYYYMMDD HHmm 現在	
東京都	消防団員	0	0	-	-	YYYYMMDD HHmm 現在	
東京都	その他	0	0	-	-	YYYYMMDD HHmm 現在	

↓

入力後一覧画面

都・区市町村	態勢状況	配備状況	配置人員				合計	必要人員数	過不足人員数	参集率	最終報告日時	代理報告	一覧
			都・区市町村職員	出勤人員 (消防職員)	出勤団員 (消防団員)	その他							
都市整備局	特別非常配備態勢	-	17	-	-	17	94	-77	18.1%	2023/09/01 08:15:00		一覧	
福祉局	特別非常配備態勢	-	33	-	-	33	149	-116	22.1%	2023/09/01 07:00:00		一覧	
建設局	特別非常配備態勢	-	25	-	-	25	79	-54	31.6%	2023/09/01 08:18:00		一覧	
港湾局	特別非常配備態勢	-	10	-	-	10	27	-17	37.0%	2023/09/01 07:04:00		一覧	
水道局	特別非常配備態勢	-	45	-	-	45	211	-166	21.3%	2023/09/01 08:15:00		一覧	
下水道局	特別非常配備態勢	-	88	-	-	88	198	-110	44.4%	2023/09/01 07:00:00		一覧	
生活文化スポーツ局	特別非常配備態勢	-	31	-	-	31	174	-143	17.8%	2023/09/01 08:15:00		一覧	
政策企画局	特別非常配備態勢	-	26	-	-	26	124	-98	21.0%	2023/09/01 07:00:00		一覧	
都民安全推進本部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一覧	
デジタルサービス局	特別非常配備態勢	-	17	-	-	17	25	-8	68.0%	2023/09/01 07:00:00		一覧	
総務局	特別非常配備態勢	-	-	-	-	-	-	-	-	2023/09/01 08:15:00		一覧	

図 2-5 参集状況報告のイメージ

- 勤務時間内に発災した場合には、職員は職場において非常時優先業務に従事することになるが、安心して職務に専念するために、普段から家族でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を用いた連絡方法を確認しておく。

1-7. 職員の参集体制

(1) 特別非常配備態勢における配備職員

- ▶ 夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震（島しょ地域を除く。）が発生した場合、特別非常配備態勢をとり、自動的に参集対象職員*が一斉参集する。

※ 職員のうち、病気休暇、育児休業取得者等参集することが困難であると見込まれるものについては、あらかじめ参集対象者から除外する。

区 分	内 容
第一配備職員 (約 19,000 人) *	居住地から勤務地までの距離が 10 k m以内であり、かつ、固有の応急対策業務のある職員は、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事
第二配備職員 (約 16,000 人) *	居住地から勤務地までの距離が 10 k mを超え 20 k m以内であり、かつ、固有の応急対策業務のある職員は、所属組織へ到着後、第一配備職員とともに非常時優先業務に従事
特例配備職員 (約 12,000 人) *	居住地から勤務地までの距離が 20 k mを超える職員のうち、専門性や特殊性等を考慮して指定された職員は、所属組織の応急対策業務に従事
現地機動班要員 (約 2,700 人) *	居住地から勤務地までの距離が 20 k mを超える職員のうち、特例配備職員以外の職員、又は固有の応急対策業務がない職員は、あらかじめ指定された参集拠点において、総務局総合防災部の現地機動班の要員として、危機管理監の指揮の下、非常時優先業務に従事

※区分は、東京都災害対策本部運営要綱(令和5年度)第8(2)エに記載の職員の配備区分。ただし、カッコ内に記載の人数は、東京都防災センター等に参集し、業務に従事する職員(以下「防災センター等職員」という。)を除く。

表 2-8 職員の配備区分（特別非常配備態勢）

- 防災センター等職員の区分は、次のとおりである。

区 分	内 容
指定要員 (約 60 人)	総務局総合防災部の一部職員と各局等との初動対応職員を災害対策職員住宅に居住するよう指定し、ローテーションにより初動態勢を確保するための職員
班要員 (約 80 人)	総務局総合防災部における災害発生時の態勢で、職員を班別に分けて対応する職員（指定要員を除く。）
業務要員 (約 320 人)	夜間・休日等勤務時間外に災害が発生した場合の初動態勢を確保するため、都庁及び立川地域防災センター周辺の災害対策職員住宅に居住させている職員（うち、立川班約 50 名）

表 2-9 防災センター等職員の区分

- 参集に当たっては、電車等の公共交通機関の利用が困難となることを見込まれるため、原則、徒歩又は最も早く到着可能な手段により参集する。

- 次に掲げる事由により直ちに参集することが困難な場合は、自宅等で待機し、参集を妨げる事由が解消し、又は対処に目途が立ち次第参集する。

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 家族等の死亡に伴う葬祭等を行う必要があるとき ✓ 職員が負傷し、治療又は入院の必要があるとき ✓ 家族等が負傷し、治療又は入院の必要がある場合で、当該職員の看護等がなければ、その者の最低限の生活が維持できないとき ✓ 同居する高齢者、乳幼児等を預けることが困難な場合で、当該職員の介護や監護等がなければ、その者の最低限の生活が維持できないとき
--

- 勤務時間内に大規模災害が発生した場合、上記の事由を準用し、やむを得ないと認められる場合は、帰宅の上、事由が解消し、又は対処に目途が立つまでの間、自宅等において待機できる。
- 帰宅の可否を判断する際には、救命・救助活動に支障がないようにするとともに自宅等までの経路の被災状況、周囲の混乱状況や気象条件等を総合的に勘案し、職員の安全に配慮する。
- 待機中は、所属からの連絡が取れるようにしておく。

2. 被害の実態を踏まえた参集人員の試算と分析

2-1. 試算と分析の基本的な考え方

Point!

最も大きい被害が想定される首都直下地震をベースに、被害の実態等も踏まえた、より厳しい参集条件により、職員の参集状況を試算・分析し、今後の執行体制の検討に活用

- 都が令和4年5月に公表した新たな被害想定をもとに、緊急輸送道路沿道の建築物倒壊や延焼火災、生活道路となる細街路の閉塞状況など、首都直下地震による被害の状況等も踏まえ、より厳しい参集条件による試算を行い、分析をした。

2-2. 都政 BCP における参集人員試算のための条件設定

- ▶ 試算に当たっては、甚大な被害が発生するエリアに居住する職員や、都庁から 20km 圏外に居住する職員等が一定期間参集できないなどの条件を設定した。

【試算条件】	
①参集速度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 夜間の停電による視界不良や路上障害物の回避、休憩等を考慮し徒歩参集の場合最大 2 km/h とする。なお、野営はしないものとし、1 日の徒歩時間は、10 時間を目途とする。
②参集困難：公共交通機関の運行停止	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 20km 圏外は徒歩参集が困難とする（現地機動班要員等は除く）。20km 圏外の職員は、公共交通機関の復旧後（1 週間以降）に順次参集するものとする。
③参集困難：職員の被災・居住地域の被災	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新たな被害想定（令和 4 年 5 月）を踏まえ、区市ごとの人的被害の想定（例：死亡率＝死者／区民）を基に死者・重傷者数を算出。重傷者は 1 か月以降も参集不可とする。 ✓ なお、建物の倒壊や延焼火災、道路閉塞が多数発生している甚大な被害が発生するエリアに居住する全職員は 72 時間以内の参集は困難とする。消火活動等により 72 時間以降、順次参集。1 か月経過した時点でも 2% は参集できないものとする。
④参集困難：地震による混乱	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 72 時間以内の各時間帯における参集対象者の 20% を参集困難とする。72 時間以降に順次参集を開始。1 か月経過した時点でも 2% は参集できないものとする。
⑤参集困難：家族の被災	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2 週間以内の各時間帯における参集対象者の 10% を参集困難とする。2 週間以降に順次参集を開始。1 か月経過した時点でも 2% は参集できないものとする。

※実災害時には、20km 圏外の職員は、現地機動班要員や特例配備職員として指定されており、発災後も稼働している公共交通機関により 20 km 圏内のエリアまで移動し、その地点から徒歩参集するものとする。

参集目途 (時間)	参集距離	参集手段		参集状況		
		徒歩	電車等	負傷	混乱	家族被災
1 時間以内	1km 圏内 ^{※1}	●	—	甚大な被害が発生するエリア内の職員は 72 時間参集困難	72 時間以内の各時間帯における参集対象者の 20% が参集困難	2 週間以内の各時間帯における参集対象者の 10% が参集困難
3 時間以内	5km 圏内	●	—			
6 時間以内	10km 圏内	●	—			
72 時間以内		●	—			
1 週間以内		●	—	—	—	—
2 週間以内	20km 圏外 ^{※2}	※3	●	—	—	
1 か月以内			●	—	—	
1 か月以降			●	—	—	

※1: 発災初動 30 分は、身の安全確保等を行うため、実際の参集時間は 30 分程度を想定

※2: 現地機動班要員は距離要件にかかわらず指定された参集拠点に参集

※3: 発災後も稼働している公共交通機関により 20 km 圏内のエリアまで移動できる職員は、その地点から徒歩参集

表 2-10 参集試算条件

首都直下地震による 主な被害の様相

- ・耐震性の低い木造建物等の倒壊が発生
- ・木密地域等を中心に同時多発火災の発生
- ・沿道建物や電柱の倒壊、沿線での延焼火災等による道路寸断
- ・公共交通機関の運行停止 など

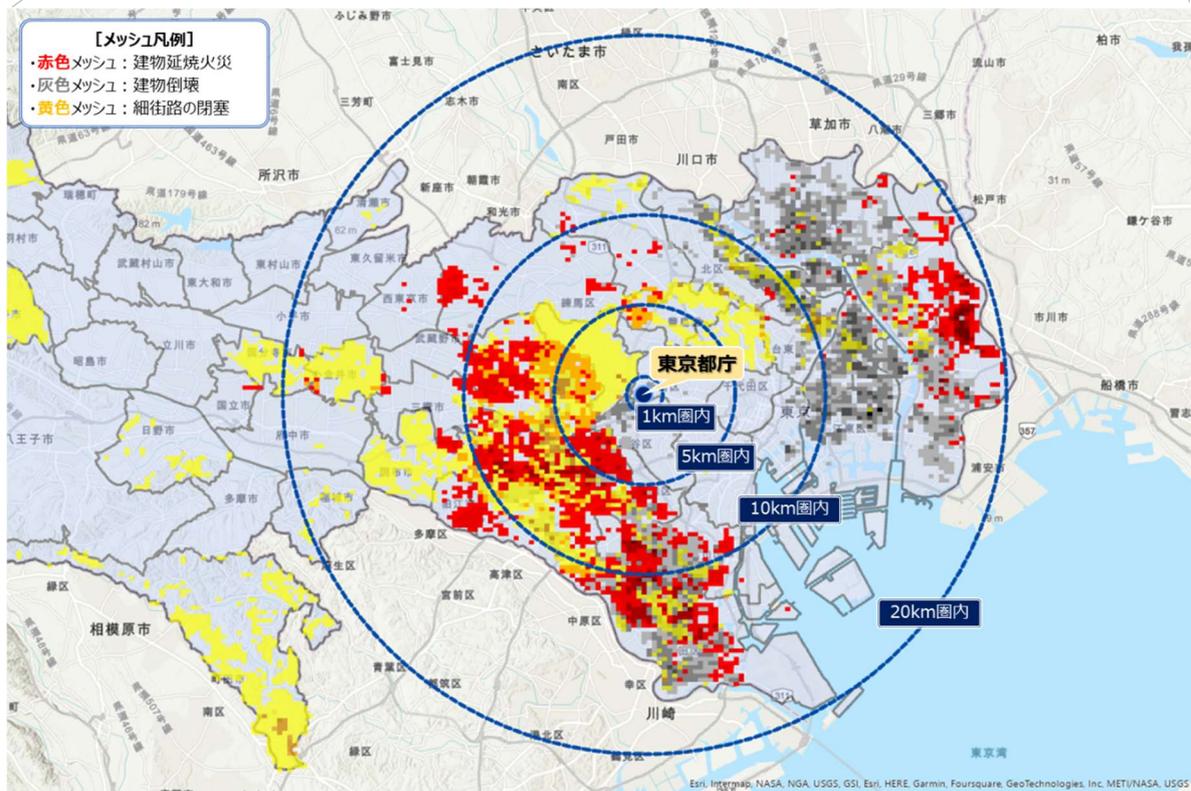
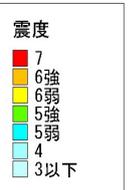
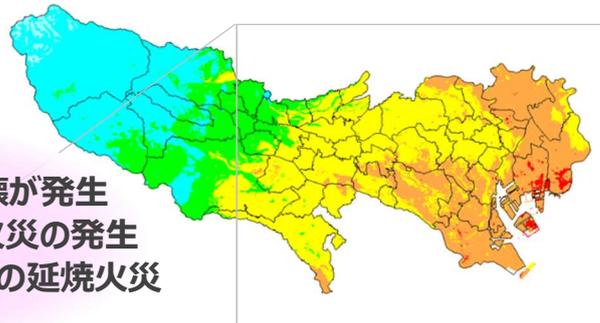


図 2-6 東京都庁を中心とした主な被害想定

2-3. 参集試算結果の分析

- ▶ 参集の試算結果は、次の表 2-11、図 2-6 のとおりである。
- ▶ 建物の倒壊や延焼火災、道路の閉塞、公共交通機関の運行停止、家族や自身の被災等の影響により、参集状況は、3日後で全職員の1/3程度、1週間後においても、2/3程度との試算結果となった。
- ▶ より厳しい一定の条件に基づく試算であるため、実際の状況とは異なるが、非常時優先業務を実施するために必要な人員が不足することも想定し、本試算結果を基礎として、対応策を定めておくことが重要である。

時間	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
参集率	8%	34%	34%	68%	90%	94%	98%

表 2-11 時間ごとの参集率

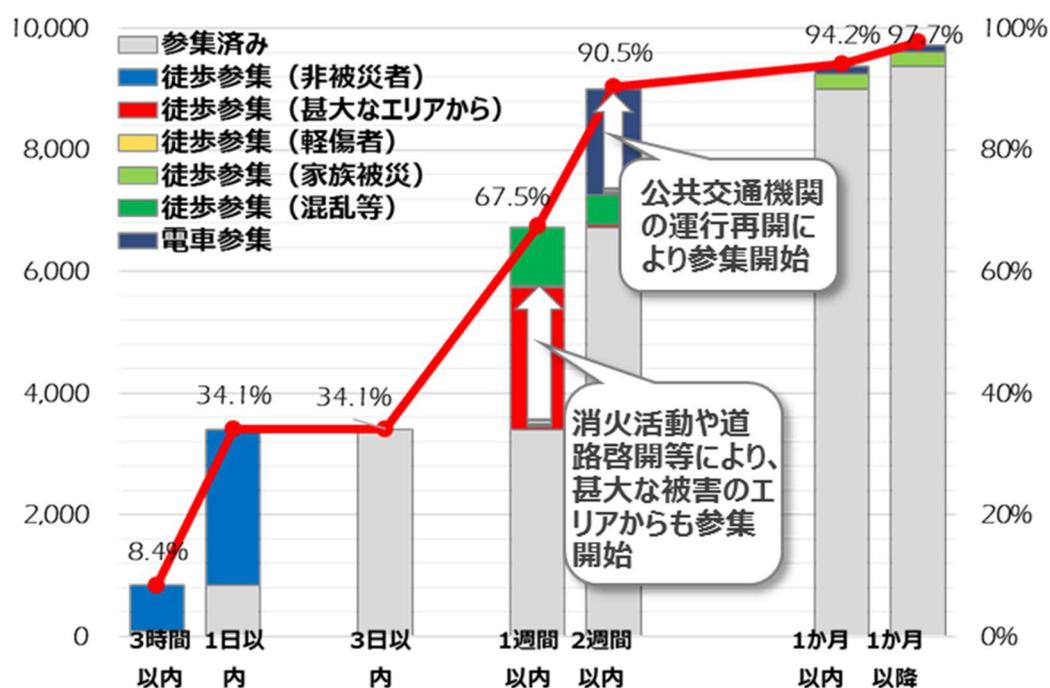


図 2-7 参集者・参集率の推移

(主な分析結果)

- 職員の居住地周辺や参集途中のルート上等において、建物の倒壊や延焼火災、道路閉塞の影響等により、発災直後に参集することが困難な地域が多数想定され、3日（72時間）以内の参集率が1／3程度となるおそれがある。
- 非常時優先業務の業務量は発災直後からピークを迎えるため、特に、発災直後から当面の間、非常時優先業務を実施するために必要となる職員が不足することが想定されることから、そのギャップを埋める方策をあらかじめ検討しておく必要がある。
- 今回の試算結果等も踏まえ、特別非常配備態勢については、参集する職員の安全確保等の観点からも改めて検討する必要がある。

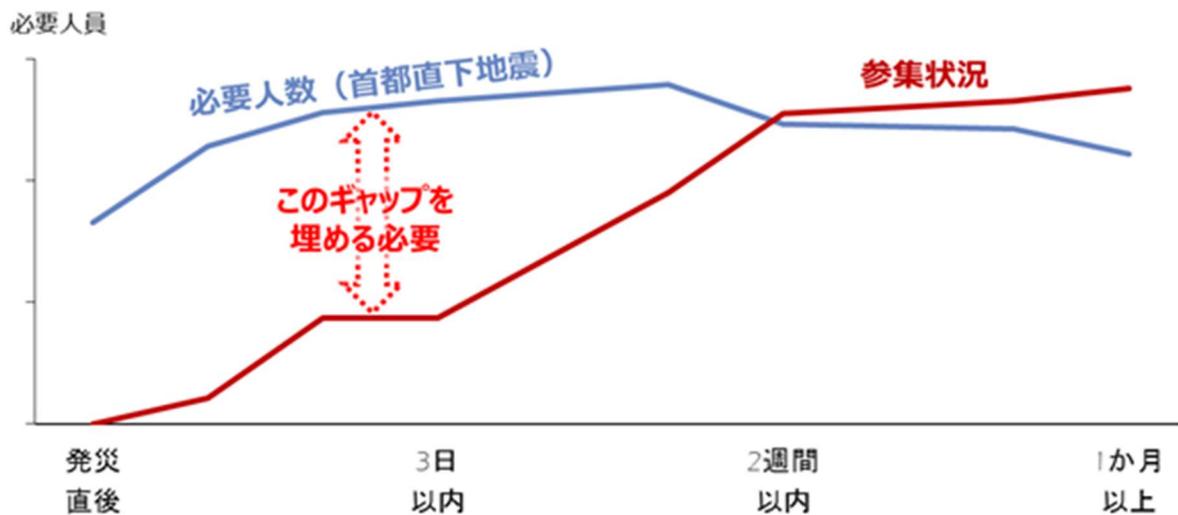


図 2-8 非常時優先業務に係る必要人員と参集状況の関係イメージ

2-4. 参集対象となる首都直下地震等以外の災害の特性と留意事項

(大規模風水害)

- 風水害は、地震と異なり、台風の接近などある程度予測できるため、あらかじめ態勢を構築することが可能であり、施設の運用のための体制整備や養生、住民の事前避難など、事前の対応に万全を期すことが重要となる。
- 事前の体制構築に当たり、留意すべき事項として、鉄道の計画運休が挙げられる。鉄道の計画運休は、利用者等への情報提供やそのタイムラインなどについて国がとりまとめており、計画運休開始の48時間前にその可能性について、24時間前にその実施について情報提供を行うこととなっている。こうした状況も見据え、早めの体制構築や都民への呼びかけ等の対応が必要となる。

(南海トラフ地震)

- 南海トラフ地震は、震源が離れていても、一定の高さの津波が伊豆諸島・小笠原諸島に到達することから、津波警報等が発表される可能性が高い。この場合、発表と同時に災害対策本部等を設置し、非常配備態勢等により対応に当たることとなる。災害対策本部が設置された場合は、島しょ地域の各支庁においても地方隊を設置し、各種災害対応に当たるほか、避難の呼びかけや避難誘導等を行う管内町村や警察等と連携しながら、被害の状況等の情報収集に当たる。
- 本土でも一部震度6弱が観測される可能性があることから、発災直後は首都直下地震と同様の態勢を構築し、被害の状況等を把握する。一方で、本土では、多くの地域は震度5強以下であり、島しょ地域と比べ、大きな被害は想定されていないことから、施設の点検や被害状況の確認後は、態勢を縮小し、通常業務と並行して、島しょ地域への対応に注力する。

(火山噴火)

- 常時観測火山では、震動観測、地殻変動観測、遠望観測等を行うほか、随時現地調査を行い、火山活動の推移を24時間体制で監視しており、火山の異常現象を早期に把握することがある程度可能と想定されるため、警報の発令状況に応じて職員の事前配備を行うことが可能である。噴火の状況を踏まえた火山噴火警戒レベルの発表に応じて、災害対策本部など、必要な警戒体制を構築する。
- 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合は、島外避難の実施を検討する。島外避難の場合、避難先となる区部や多摩地域等における避難先の施設確保や応急仮設住宅等の供与、物資の調達等を実施する。

3. 参集状況等を踏まえた対応策

3-1. 基本方針

- 首都直下地震等が発生した場合は、多くの非常時優先業務を遂行するための人員が必要となるが、発災直後は一定数の職員が参集できない状況等を見据えた対応策をあらかじめ検討しておくことが重要である。
- このため、参集状況等を踏まえた対応策の基本方針を次のとおり定める。

Point!

- ① 非常時優先業務の重点化
- ② 庁内の職員確保
- ③ 庁外からの応援の受入れ

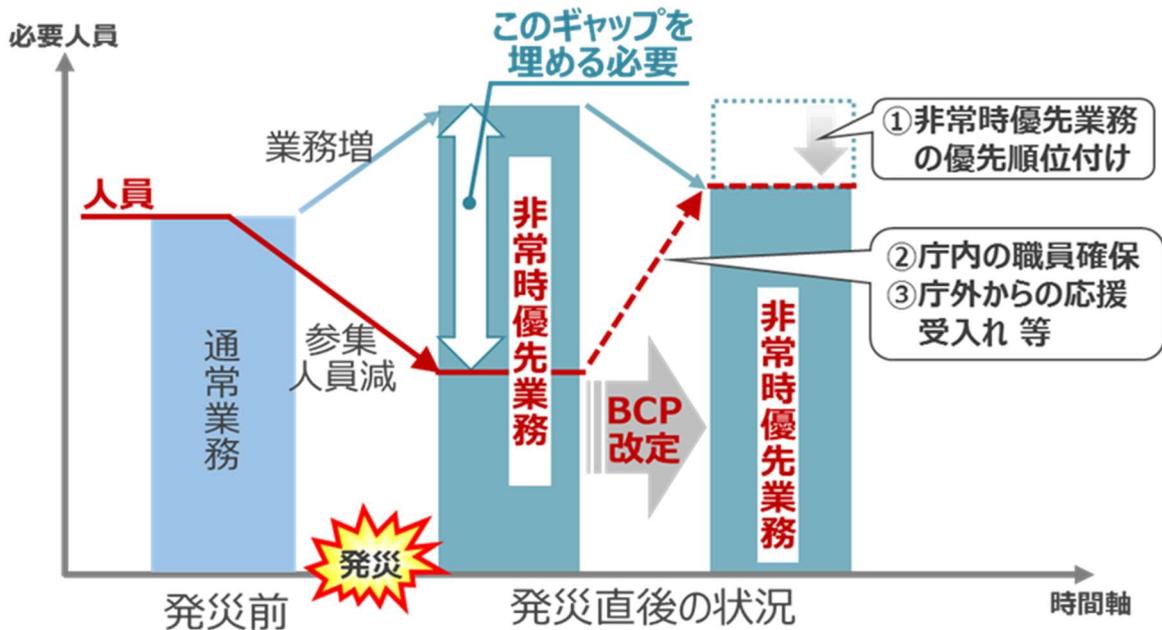


図 2-9 首都直下地震発生時における対応イメージ

3-2. 非常時優先業務の重点化

(1) 非常時優先業務における優先順位の設定（再掲）

- 災害対応業務のうち、特に重要な業務を非常時優先業務として選定し、限られた人的・物的資源を集中的に投入する。しかしながら、想定を超える被害（都自らの被害を含む。）が発生した場合は、非常時優先業務であっても、その全てを行うことが困難になる可能性もある。
- 今回の改定では、非常時優先業務ごとに業務着手の遅延による影響について5つの項目に基づいて評価を行い、業務継続における優先順位を定めた。都及び各局等は、必要な人的・物的資源を確保できない場合は、優先順位に基づき、非常時優先業務の中から特に重要な業務に限定し、業務を実施・継続する。

指標	評価の観点
生命の保護 (救助)	業務が遅延・中断することにより、要救助者の発見や救助部隊の移動・到着が遅れ、死傷者が拡大する。また、被害確認や応急措置・復旧が遅れ、余震等により建物倒壊が発生する等の二次被害が発生する。
被災者生活 支援	業務が遅延・中断することにより、避難所等で生活する被災者の身体的・精神的な負担が増える。
財産の保護 (応急復旧)	東京都の施設・設備の復旧が遅れることで、都民の財産に影響を及ぼす。また、都民の生活に必要な基本的な社会インフラの復旧が遅れる。
生活再建 ・復興	業務が遅延・中断することにより、被災者の生活再建（衣食住の確保）や社会・経済活動の回復が遅れる。
首都機能維持	業務が遅延・中断することにより、官邸や中央省庁庁舎の機能の回復が遅れ、政府の災害対応にも遅延・中断、国としての政治・社会・経済活動に影響を与える。

表 2-12 影響度分析に係る5つの指標

- 非常時優先業務を実施・継続するために必要な要員を確保できない場合においては、あらかじめ整理した優先順位に基づき、優先順位の低い業務から順次業務を停止、又は業務に充てる要員数を縮減し、優先順位の高い業務に対して“優先的に”要員を充てる。
- 事前に定めた優先順位に従い、非常時優先業務の縮小・休止等を行っても、なお、必要な要員を確保できない場合は、「生命の保護（救助）」に影響が出ると評価された業務に更に限定するなど、該当する業務数を絞る。

- 局内において優先順位の高い業務に対して要員を融通できるよう、平常時より該当する業務に関する手順書等の整備や研修・訓練の実施を行う等、誰もが業務を実施・継続できるよう事前の準備を行うことが必要である。

(2) 各非常時優先業務に配置する要員数の変更

- 各非常時優先業務の実施に必要な人員を割り付けているが、実際に職員の参集が十分でない状況においても、必要な業務を実施しなければならない。また、参集状況によっては、1人の職員が複数の当該業務に対応する必要がある。
- この場合は、各々の当該業務に割り当てる人数を絞って、各業務の内容のうち、特に重要な業務を優先して行うなど、業務ごとの内容をあらかじめ精査しておくことも重要である。

(3) 通常業務の再開・実施等

- 首都直下地震など、都内の広範囲で甚大な被害が発生した場合は、発災直後は、非常時優先業務に該当しない通常業務については縮小・休止される。
- 都内の応急復旧が進展し、人的・物的資源に余力が出た場合は、非常時優先業務に該当しない通常業務の中から優先順位に従い、順次再開する。
- その他の災害では、発災直後、被害の発生した地域への災害対応に注力しつつ、非被災地においても、通常業務を並行して行う。
- 通常業務については、非常時優先業務や被災自治体への支援等のバランスを見据え、あらかじめ優先度を設定しておく。

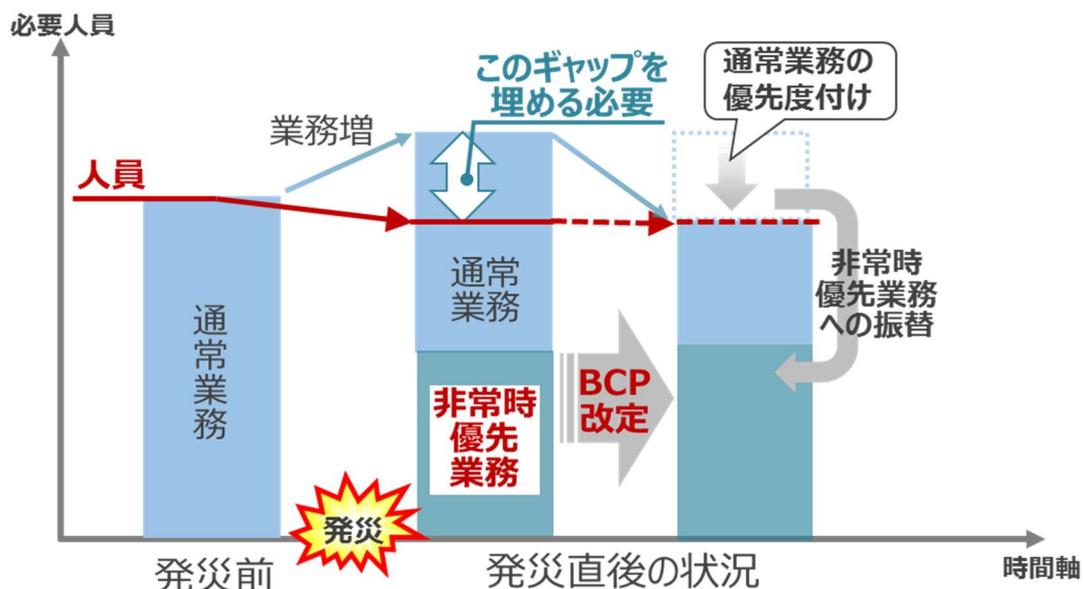


図 2-10 通常業務と並行して実施する災害発生時の対応イメージ

3-3. 庁内の職員確保

- 各局等において部署内の人員が不足する場合、応援要請を行う前に局内での人員の再配置を検討する。
- 局内等において人員の再配置を行っても、対応困難と見込まれる場合、各局等は都災害対策本部（人員調整部門）へ応援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合等、局内等での人員確保が困難であることが明らかな場合、協定等において応援要請の手続等があらかじめ定めている場合等はこの限りではない。
- 都災害対策本部（人員調整部門）は、各局等からの要請を受けた場合、応援可能な局等に応援要請に係る調整・検討を行う。それにより難しい場合は、都災害対策本部（国・他縣市等広域調整部門）に都外からの応援調整を要請する。都災害対策本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等へ応援要請を実施する。

[参考] 都災害対策本部における人的資源確保に関する部門の役割

○人員調整部門

- ▶ 人員調整部門は、区市町村調整部門からの連絡又は局からの人的応援要請を受け、人的支援ニーズを把握し、区市町村、各局等との調整を行う。その他、各局等が直接実施する応援業務について、被災区市町村から人員調整部門へ要請された場合の各局等への取次ぎ、各局等が実施した受援応援調整結果の取りまとめを行う。また、国・他県市等広域調整部門による応急対策職員派遣制度を活用した広域応援協定団体との調整等、人的受援応援に係る機能を一元的に統括する等の総合調整を行う。
- ▶ 人員調整部門が対応する自治体間の受援応援に係る調整の対象業務は、応急対策職員派遣制度や全国知事会等の応援職員派遣スキームに基づくものであり、各局等の協定等において応援要請手続等があらかじめ定めてある場合や専門職種確保の観点から所管の各府省庁が調整する職員派遣は含まない。一方で、人員調整部門は、各局等から報告された調整状況等により人的支援ニーズの全体を把握する。

想定される応援業務	主に人員調整部門以外で対応する業務
<ul style="list-style-type: none"> ● 情報連絡員（各局が自局の業務のために派遣する情報連絡員は除く。） ● 区市町村災害対策本部支援 ● 避難所運営 ● 物資仕分け・荷下ろし等 ● 区市町村応急復旧業務全般（受付窓口等） ● 住家被害認定調査、罹災証明 ● 復興方針＜都市の復興＞策定のための家屋被害状況調査 ● その他各局等からの人的要請に基づく業務 ● その他区市町村からの人的要請に基づく業務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災建築物応急危険度判定（社会公共施設等） 【公共建築物等応急危険度判定部会】 ● 被災建築物応急危険度判定（民間住宅等）【都市整備局】 ● 被災宅地危険度判定【都市整備局】 ● 応急仮設住宅等の供与、被災住宅の応急修理に係る業務【住宅政策本部】 ● 災害廃棄物の処理【環境局】 ● 医師、保健師の派遣等【保健医療局】 ● 精神科医師、看護師の派遣等【福祉局】 ● 応急給水、水道施設応急復旧【水道局】 ● 下水道施設応急復旧【下水道局】 ● 道路・河川・橋梁等応急復旧【建設局】 ● 港湾施設応急復旧【港湾局】

○国・他県市等広域調整部門

- ▶ 国・他県市等広域調整部門は、九都県市等の広域連携体制の一層の強化や、国、他県市等と円滑な協力体制が取れるように調整を行う。また、都単独では対応困難な応急対策等について、応急対策職員派遣制度の活用による広域応援協定団体等への支援要請及び団体等からの支援受入れ、受援応援調整会議の開催による情報共有、広域応援協定団体等からの都又は被災区市町村への支援団体（カウンターパート団体）に関する総合調整を行う。

3-4. 都外からの応援の受入れ

- 大規模災害発生時における円滑な災害対応の実現に向けて、応援受入れに係る考え方や手順及び受入れ態勢をあらかじめ整理する必要がある。
- 局内において人員の再配置を行っても、対応困難と見込まれる場合、各局等は都本部へ応援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合等、局内での人員確保が困難であることが明らかな場合、協定等において応援要請の手続等があらかじめ定めてある場合等については、この限りではない。
- 都災害対策本部は、各局内や庁内での対応が困難と判断される場合は、広域応援協定団体等へ応援要請を実施する。
- 都外からの応援の受入れに関する具体的な手順については、「東京都災害時受援応援計画」に記載された手順及び体制に則り行う。

協定・制度名	構成団体
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会を構成する全都道府県
震災時等の相互応援に関する協定	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（関東地方知事会を構成する1都9県）
九都県市災害時相互応援等に関する協定	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合及び九都県市を構成する都県市
21大都市災害時相互応援に関する協定	東京都、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市
応急対策職員派遣制度（総務省）	総務省自治行政局、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会等

表 2-13 都が締結・活用する自治体間の災害時相互応援協定等

3-5. リモート環境の活用

- 職員が参集できない場合は、オンライン会議等を活用したリモートによる災害対応も選択肢の一つである。
- 職員が業務に使用する TAIMS については、TAIMS 端末の無線 Wi-Fi 接続やスマートフォン等の携帯端末からの利用が可能となっているなど、リモート環境が整えられている。
- 特に、大規模災害発生時に対応する災害対策本部要員や現地機動班等に対しては、災害時や通信障害時にも通信の途絶えにくいモバイル端末の配備を進めている。
- 閉域 LTE モバイル端末は、デュアル SIM・マルチキャリアと言われている方式により、都専用でセキュリティの高い通信網を構築しているものであり、災害時に問題となる通信規制の影響を受けにくく、また、たとえ通信事業者の1社に通信障害が発生しても別の1社により通信を確保できる仕組みとなっている。
- 閉域 LTE モバイル端末のみにより、通話やメール送受信、オンライン会議等のほか、災害情報システム (DIS) を利用できるなど、リモートによる災害対応オペレーションが可能となっている。

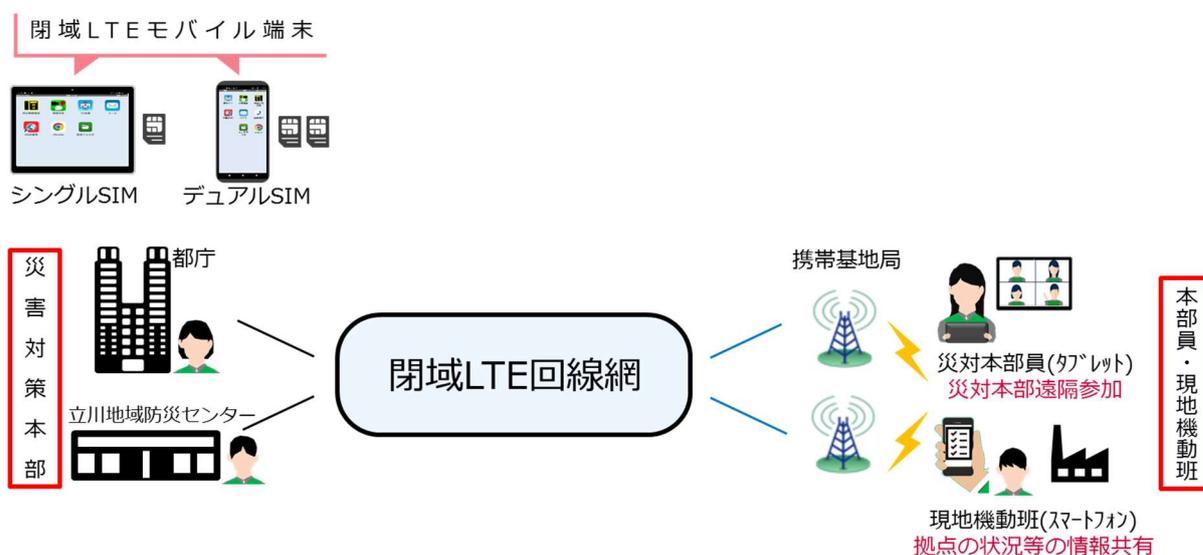


図 2-11 閉域 LTE 回線網の利用のイメージ

第Ⅲ部：業務継続のための執行環境の整備

1. 執務場所の安全対策

1-1. 震災対策

①基本的な考え方

- 災害時に非常時優先業務を執行するためには、都庁舎や各出先事務所等の拠点となる執務場所の安全を確保することが重要である。現在、東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化は完了している。
- 勤務時間中に発災した場合、オフィス家具類の転倒等から都が所管する公共建築物の利用者及び職員の安全を守り、職員が転倒等したオフィス家具や散乱した物品の整理に追われ、迅速な業務遂行が妨げられないよう、オフィス家具類転倒等防止対策を確実に実施する必要がある。
- 発災時は、応急危険度判定により都が所管する公共建築物の安全性を早急に確認し、早期に応急対応に当たることが重要であることから、平時から、応急危険度判定技術者等の養成を行う。
- 発災時、都が所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その判定が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。これを受け、都災害対策本部に公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行うとともに、都財務局は、判定部会の決定に基づき都の応急危険度判定技術者等を活用し、判定を実施する。
- 応急危険度判定技術者等が不足する場合、都災害対策本部は他団体（他行政庁又は民間団体）への協力を要請する。

1-2. 浸水対策

①基本的な考え方

- 河川の洪水や高潮による浸水被害を想定し、浸水エリアに所在する各施設については、土のうや止水版の準備・設置等により施設内への浸水を予防・抑制する。
- 数メートルの浸水等が想定されるエリアにおいては、浸水の発生のおそれがある段階において、非常時優先業務を行う上で必要な装備・機器、車両等を浸水しない上階に退避したり、浸水エリア外の所管施設等に退避するなどの業務継続に向けた対応策を実施する。
- 各局等においては、浸水想定区域図等をもとに、所管する施設の浸水の有無・程度を平常時より確認し、浸水が想定される施設については、非常時優先業務の継続上の必要性を踏まえ、事前退避の可否と事前退避先を検討する。この際、長期的な執務環境の確保も視野に入れることとする。

1-3. 都庁舎及びその他都施設における非常時対応

(1) 都庁舎の現状

- 都庁舎における電力・水道・空調・エレベーター等の庁内ライフラインについて、発災当初は、必要最小限確保することに努め、その後、庁舎の正常な運営に向けた応急・復旧対策を行うこととする。これらライフラインの運用・保守等は、「ビルオートメーションシステム」*により、総合的に管理されている。

* ビルオートメーションシステム…建築物の受変電、照明、衛生、防災、エレベーターなどの各設備全体を統合して、制御・監視を行うとともに、管理運用を合理的に支援するシステム。

設 備	設備の状況
電 力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 停電時の電力供給は、非常用発電機により必要最小限の範囲に供給する。 ○ 停電時の電力供給の第一優先順位は、「非常用電源供給基準」に従い、消防設備及び都災害対策本部関係の設備としている。 ○ その他の電力供給については、庁舎の被災状況や電力の使用状況等を踏まえ、必要箇所に給電する。
水 道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道が停止した場合の飲料水は、非常用備蓄設備から供給する。 ○ 再生水の供給が停止した場合、受水槽・高置水槽・備蓄槽等から中水を供給する。 ○ 給水・排水管等に異常が発生した場合は、使用を中止する。
空 調・ 換 気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域冷暖房センターから冷水・蒸気の供給を受けて空調・換気を行っている。都庁舎が停電し、地域冷暖房センターが停電していない場合、事務室の空調・換気は非常用発電機の容量に余裕のある場合に行う（都災害対策本部関係の空調・換気は非常用発電機で行う）。 ○ 都庁舎と地域冷暖房センターがともに停電した場合、事務室の空調・換気はできない（都災害対策本部関係の空調・換気は、非常用発電機で行う。）。
電 話	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都庁舎電話機は、以下の種類が設置されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ TAIMS*の LAN 回線を利用した IP 電話機 ・ 停電対応電話機 ・ アナログ電話 ・ 構内 PHS ・ 防災行政無線電話 ・ 公用スマートフォン（未来型オフィス導入部署） ○ 停電時には、一般執務室は非常用発電設備により停電対応電話、アナログ電話、構内 PHS 及び防災行政無線電話で対応する（IP 電話機・公用スマートフォンの利用が制限される場合がある。）。

エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震時は、最寄階に着床しドアが開き停止する。復旧は保守業者による点検後になる。 ○ 停電時は、その場で一旦停止するが、非常用発電機により、最寄階に着床し停止する。 ○ 停電中は、非常用発電機により、非常用、保守用及びヘリポート用のエレベーターを稼働させる。
--------	--

※ TAIMS・・・Tokyo Advanced Information Management System（東京都高度情報化推進システム）の略。情報系ネットワークを中心とする基盤で、TAIMS 端末は、パソコン、電子メールや掲示板、各種業務システム端末、インターネット接続（一部端末を除く）等の機能を持つ。

（２）発災時の対応

- 都庁舎では、非常用発電機の電源を有効に利用できるよう負荷制御を行い一般事務室のコンセント電源を確保する。
- 都庁舎では、事務室の執務環境確保のための換気が行えるよう、空調機への電源供給等を検討する。
- 都庁舎が電気などの機能制限を受けた場合に、エレベーター使用の有無など機能制限の状況や来庁者への対応等について、関係部署においてマニュアルを作成しており、引き続き、その実効性向上に向けて検討を進めていく。
- 都では、都庁舎を含む施設の非常用発電機等の燃料を確保するため、石油供給団体と災害時の協定を締結し、燃料供給体制を整備している。

1-4. 災害対策本部機能の維持

(1) 基本的な考え方

- ▶ 発災時の業務継続性の確保に当たり、特に災害対策活動の推進の根幹となる災害対策本部機能を維持することは、迅速な非常時優先業務の推進だけでなく、その後の迅速な復旧・復興業務の推進においても不可欠である。
- ▶ 都庁舎は、業務継続性の確保のため、制振装置を設置することで耐震安全性が向上しているため、地震によって都庁舎全体が使用不可能となる事態は想定しがたいが、何らかの事由により都防災センター等の使用が困難となった場合に備え、代替施設を選定する必要がある。

(2) 代替施設の選定等

Point!!

都災害対策本部の代替施設の考え方

第1位 都防災センター

第2位 災害対策本部機能として使用可能な第一本庁舎会議室等

第3位 災害対策本部機能として使用可能な第二本庁舎会議室等

第4位 立川地域防災センター

- ▶ 代替施設設定の考え方として、都防災センターが使用不可能な場合、第一本庁舎、第二本庁舎の順に、災害対策本部機能を使用可能な会議室等に移転する。都庁舎が使用不可能な場合、防災行政無線等の機能を有した立川地域防災センターに移転する。
- ▶ 代替施設の選定に当たっては、鉄道等公共交通機関の被災状況、職員の移動手段の確保状況等を勘案して決定する。
- ▶ 都防災センターの機能が回復した場合には、速やかに都防災センターへ災害対策本部機能を戻す。
- ▶ 各局等においても、非常時優先業務の実施に必要な機能を特定し、執務室が被害を受けた場合を想定して、当該機能を維持するための対策をあらかじめ定めておく。

【参考①】 代替施設の選定基準

- 代替施設の選定に当たっては、代替庁舎そのものの諸元・機能の他、庁舎までの移動方法等も想定したマクロな視点での考え方を整理する必要がある。このため、参考として、移転に必要な災害対策本部機能のイメージを表 3-1 のとおり示す。

基準項目	主眼	評価項目
① 安全性の確保	首都直下地震等が発生した場合でも、都庁との同時被災を避け、代替施設として利用することが可能であること	施設の耐震性、地形の良好性（地震による揺れやすさ、土砂災害や水害の可能性）、庁舎周辺における危険な施設の有無など
② 執行体制の確保	非常時優先業務の継続に必要な執行体制（職員の移動・参集）の確立が可能であること	都庁舎から代替庁舎までの距離及び職員の居住地からの距離、移動経路の安全性（移動経路の道路閉塞の可能性、経路上の危険施設の有無）、多様な移動手段の確保（高速道路や国道等の利用等）、駐車場の有無 対応方針等の意思決定を行う機能（都災害対策本部会議の開催等）など
	平常時より利用され、普段より施設・設備が保守されていること	休日・夜間であっても発災後に速やかに被害状況・施設設備の稼働可否確認が可能（職員の常駐等）、非常時優先業務を実施できる職員の有無・人数、都庁舎機能（特に情報システム関連）を同程度確保
③ 執行環境の確保	非常時優先業務の継続に必要な執行環境の確立が可能であること	非常時優先業務を行うために必要な職員数を収容可能な執務室（会議室等）の大きさ、非常用電源や多様な通信手段の確保、庁舎内外での宿泊環境の確保、食料・水等の備蓄
	非常時優先業務の継続に必要な情報システム・ツールの利用が可能であること	非常時優先業務を行うために必要なパソコンやプリンター等の情報通信機器が確保されており、情報システム・ツールの利用可否（クラウド等へのアクセス）、職員の同時アクセス時も利用可能な有線／無線 LAN(Wi-Fi)の有無や数量、情報セキュリティの確保 対応方針等の意思決定を行う機能（災害対策本部会議の開催等）
④ 移動時の体制構築	代替庁舎への迅速な移動、移動中でも指揮命令体制を確立（継続）すること	休日・夜間であっても発災後に速やかに被害状況・施設設備の稼働可否確認が可能〔再掲〕、代替庁舎での執務環境を立ち上げるための先遣隊の派遣、代替庁舎までの経路確保のしやすさ、本部長等意思決定者の移動中における指揮命令体制の維持（例：本部長の代行者の選定、移動者の通信手段の確保）

表 3-1 災害対策本部の代替施設の選定基準のイメージ

【参考②】各局等の代替施設までの移動フローのイメージ

- ▶ 各局等が代替庁舎に局の災害対策本部機能を移転するまでの流れのイメージについて、参考として時系列に整理した。特に、代替庁舎への移動中であっても局本部としての機能を切れ目なく維持するため、移動は段階的に実施することが望ましい。

フェーズ		代替庁舎までの移転・移動タイムライン ※平日・昼間の場合	
大項目	小項目	都庁舎側	代替庁舎側
1 移動前	庁舎等の被害確認	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎（執務室）・設備の被害確認 ○庁舎のインフラ被害の場合は、復旧見込みの確認 ○代替庁舎の被害状況の確認・集約 ○代替庁舎までの道路状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○代替庁舎の被害確認。代替庁舎の候補地は全て被害確認後、都庁舎に報告 ○代替庁舎周辺の道路の被害確認
	移転要否の検討 (移動経路の検討)	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況を基に、代替庁舎への移転の要否を確認 ○代替庁舎の選定 ○代替庁舎までの移動経路の検討、移動手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○代替庁舎における受入れ準備（会議室等の指定された部屋の確保、通信機器等の準備）
3 移動中	先発隊の派遣	○代替庁舎立ち上げに必要な先遣隊を選抜し派遣	—————
	後発隊の派遣 (移動中の指揮・命令)	○後発隊（本体）の派遣。後発隊の移動中は、局災害対策本部の指揮・命令機能を先遣隊に移管	○後発隊の派遣中は、先遣隊の中から最上位者が局災害対策本部の長として局の災害応急活動の指揮を代行
5	代替庁舎への移動完了後	<ul style="list-style-type: none"> ○都庁舎に残った職員は、都庁舎や庁舎インフラの復旧状況を都度確認し、代替庁舎に報告 ○都庁舎に対して行われた他局・関係機関からの連絡、要請事項について代替庁舎に共有。局機能が移転した旨を定期的に共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○代替庁舎において局としての災害応急活動を継続 ○（事態の進展とともに）都庁舎への移動（本部機能を都庁舎へ戻す）について検討（必要な情報を収集）

表 3-2 代替施設までの移動フローのイメージ

1-5. 災害情報・通信手段の確保

(1) 通信連絡体制の現状

- 大規模災害発生時に的確な避難誘導等を行うため、東京都防災行政無線を整備し、区市町村や防災機関などとの災害情報の共有・通信手段を確保している。
- 防災行政無線は、独自の無線のほか、都専用の光回線、地域衛星通信ネットワーク等を併用し、仮に一つのルートに障害があっても他のルートによりバックアップが可能であり、信頼性の高い通信網となっている。
- 設備の耐震化やネットワークの多重化、電源の無停電化などを行い、関東大震災規模の地震にも耐え得る設計となっている。
- 通信事業者の閉域LTE回線も使用し、災害時にも途絶えにくい通信網の併用により、更なる多重化を図っている。
- 島しょ地域を結ぶ光回線（海底光ケーブル）については、各島々を大きなループ状のネットワークでつなぐ強靱化対策が実施されている。
- 地域衛星通信ネットワークについては、第2世代から第3世代への移行が完了し、大雨による通信障害が発生しにくい・災害現場で柔軟に運用できる・高画質な映像を送受信できるなど、機能強化されている。

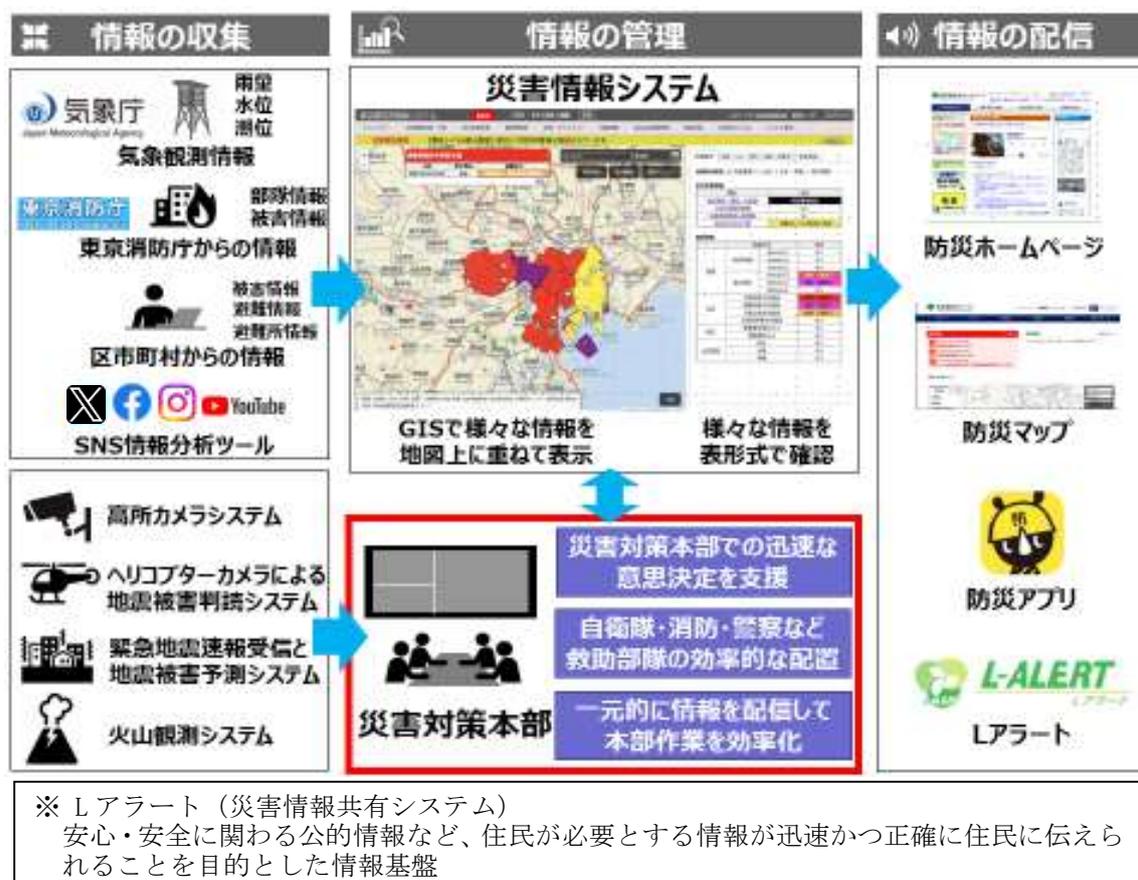
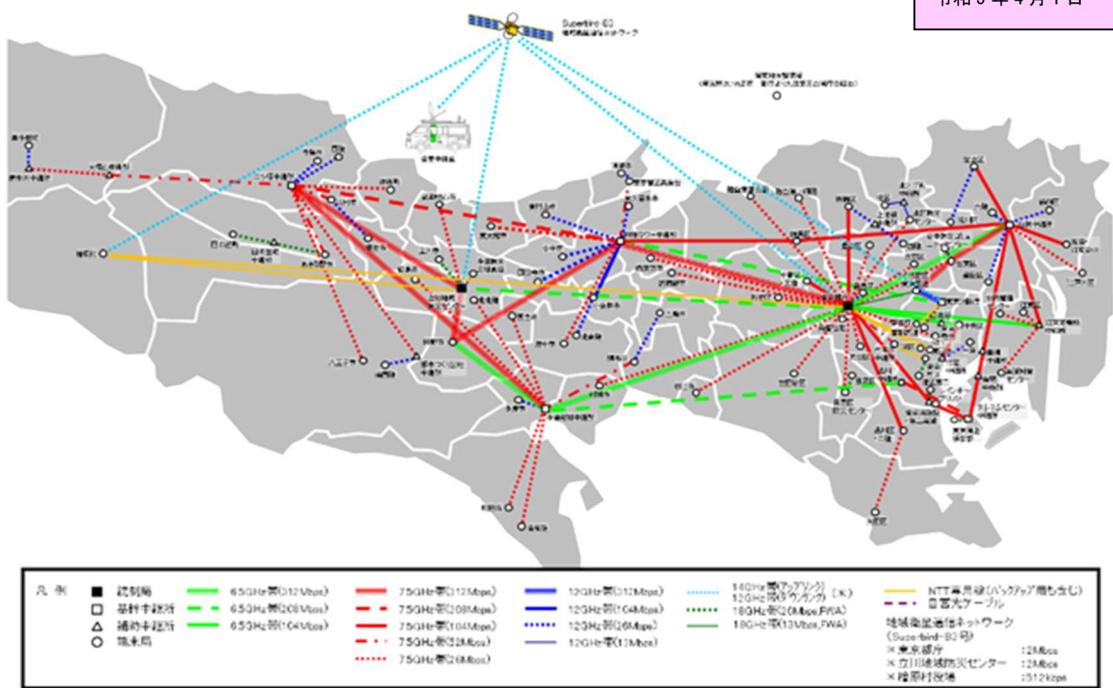


図 3-1 東京都の防災システム

東京都防災行政無線回線構成図(区部・多摩)

令和5年4月1日



東京都防災行政無線回線構成図(島しょ系)

令和5年4月1日

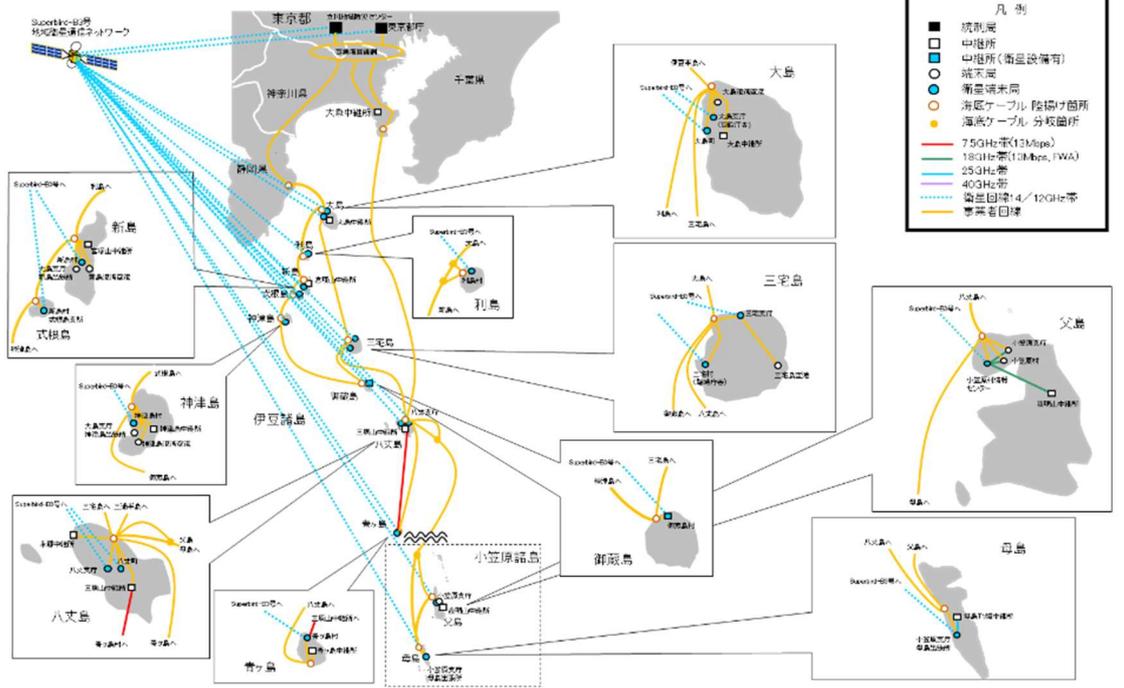


図 3-2 東京都防災行政無線回線構成図

(2) 最新技術を活用した被害情報収集機能の高度化（防災 DX）

①AI を活用した高所カメラ被害情報自動収集システムの運用

- 発災直後の情報空白時間における被害情報の収集等を目的として、都庁屋上のほか区部及び多摩地区の4か所に、計6台の高感度高解像度の高所カメラを設置している。
- 都は、AIが大規模火災や建物倒壊を自動検知し、被害地点の住所を自動特定するシステムを開発し、高所カメラへのシステム導入を進めている。
- 高所カメラ被害情報自動収集システムの構築により、短時間で区部全域と一部多摩地区における迅速な被害情報収集が可能となっている。



図 3-3 高所カメラによる被害情報自動収集システム

②大規模災害時におけるヘリコプター映像共有

- 都では、災害対策基本法に規定する災害が発生し、災害の規模が大きいとき、又はそのおそれがあるときに、ヘリ映像の送受信に関して、被災現場のヘリコプター映像を防災5機関で共有する仕組みを構築している。
- 発災時に5機関で被災現場の映像を共有することにより、迅速な災害対応活動に資することを可能としている。



図 3-4 ヘリコプター映像の共有イメージ

③東京都災害情報システム（DIS）の運用

- ▶ 発災時に被災情報や措置情報等を区市町村や関係防災機関から収集し、災害対策に役立てるため、東京都災害情報システム（DIS）を導入している。
- ▶ 継続的にシステム改善を行っており、避難情報をオンラインでLアラートへ発信する機能のほか、被害報告等をインターネット経由で入力できる機能を搭載し、併せて災害活動支援ツールとして、「作戦地図」機能、「クロノロジー（時系列記録）」機能等が構築されている。

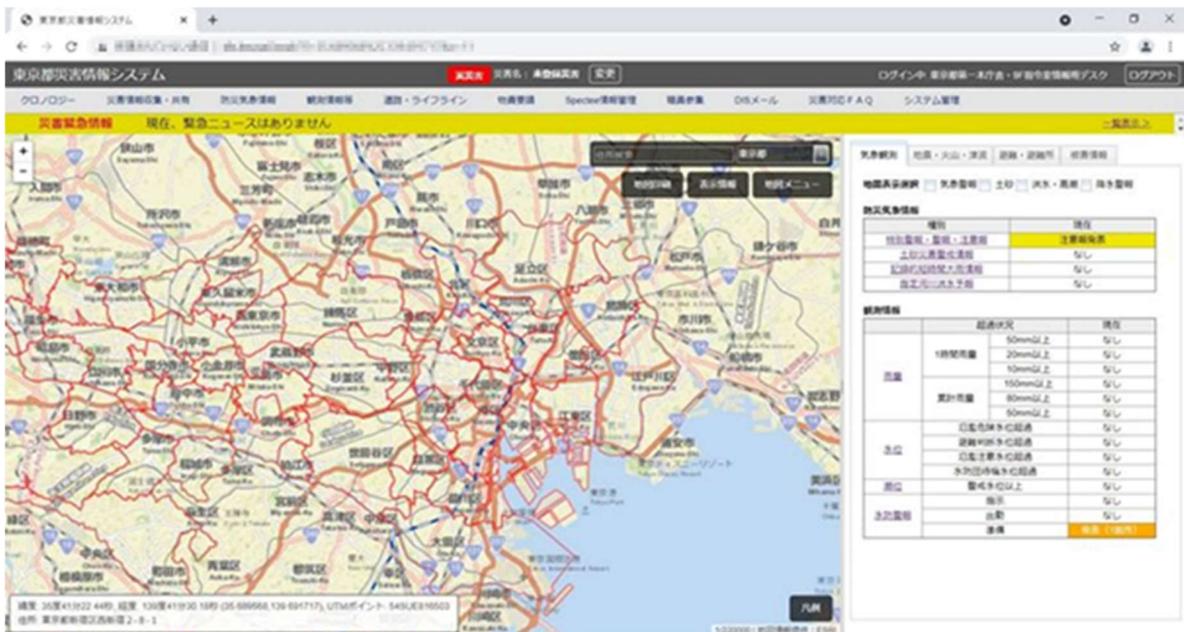


図 3-5 東京都災害情報システム



図 3-6 SNS 分析ツール

(3) 参集拠点等における通信手段の現状

- 約 2,700 人の現地機動班要員は、特別非常配備態勢等が発令された場合（島しょ地域を除く。）、都税事務所などあらかじめ指定された施設（参集拠点）に参集し、被災地での機動的な応急対策活動に当たる。
- 現地機動班要員が迅速・効果的な活動を行うために、都防災センターと参集拠点との通信手段として可搬型 MCA 無線機を、参集拠点と要員が実際に活動を行う支援場所間との通信手段として全都移動系無線機を配備している。
- 無線等通信機器操作の習熟を図るため、訓練を実施し、災害時の情報通信手段の確実な運用を確保している。
- 発災直後や移動時等においても安定的な連絡体制を確保するため、閉域 LTE モバイル端末を配備し、初動体制の一層充実・強化を図っている。

(4) 通信体制における今後の展開

- 発災時に必要となる業務要件に柔軟に対応できるよう、災害情報の発信力、収集した情報の表示・分析機能の強化等、システム改善に必要な機能を精査し、次期のシステム再構築で反映させることで、災害対応力の向上につなげていく。
- 開発に当たっては、区市町村や防災機関と十分に連携して検討を進め、使いやすい DIS の内容を目指す。
- 防災行政無線による盤石な通信基盤のもと、防災 5 機関によるヘリコプターカメラ映像の相互共有を実現しているが、都県の境界を越える広域的な共有を目指す。
- 都内 4 か所に設置されている高所カメラにより、大規模災害時においても区部全域及び多摩地域の一部を俯瞰的に確認することができるようになっているが、これに AI による自動撮影・判定機能（大規模火災や建物倒壊）の導入を目指す（都庁屋上の高所カメラには導入済み）。
- SNS 分析ツールの活用にあたっては、同時に SNS によるデマ情報の拡散に留意する必要がある、特に生成系 AI によるデマ画像の作成等に対し、SNS 分析の強化を目指す。
- 低軌道衛星群（コンステレーション）によるインターネット通信サービスが普及しているため、発災時の連絡手段としての活用について検証を進めており、特に光回線（海底光ケーブル）への依存度の大きい島しょ地域等での活用を目指す。

1-6. 情報システムの維持

(1) 各種業務システム、中央コンピュータ室の現状

- ▶ 各局等は、これまで都政の BCP 及び各局等の危機管理マニュアルに基づき、大規模災害発生時において優先的に実施する業務と、これを実施するために必要な執行体制、執務環境、必要な資源の確保、重要な業務システムの維持運営などについての実効性の確保に向けた取組等を定め、業務の継続性の確保を図ってきた。
- ▶ 所管する全ての業務システムに関して、災害発生時のリスク及び BCP を一元的に把握・評価するために策定した「ICT-BCP に係る都庁統一基準」に基づき、必要となる保全対策を継続的に計画・実装している。
- ▶ 職員の業務を支える TAIMS については、令和 5 年 1 月から、TAIMS の機能強化(STEP 2) として、コミュニケーションツールや個人用ストレージをクラウドベースに構築することで、システムの強靱化を実現した。
- ▶ 中央コンピュータ室では、機器の安定運用のために必要な専用の空調や電源設備、非常用電源供給、機器を事故から守る煙感知やハロゲン化物消火設備、震災時に機器の損傷を防ぐ免震床やラックの耐震対策を備えているほか、各局等 OA 室においても、施錠可能な耐震型のラックを設置し、セキュリティ、地震等への対策を行っている。
- ▶ TAIMS 等基盤システム (TAIMS、データ通信ネットワーク、内部認証システム等)、中央コンピュータ室については、緊急時に職員及び事業者が迅速に復旧させることを目標に、「危機管理マニュアル兼業務継続計画」に基づき訓練を行っている。
- ▶ 会計事務処理や税務処理については、情報システムが停止する場合、災害時の各局等の活動への支援や都民サービスの低下を招かないよう、手作業により業務を継続することとしている。このため、災害時におけるマニュアル等を整備するとともに、システム停止を想定した手作業による訓練を実施し、災害時における継続した事務処理の確保を図っている。

(2) 対策と今後に向けて

- ▶ 各局等は、都政 BCP、各局等の危機管理マニュアル及び ICT-BCP に係る都庁統一基準に基づき、業務システムに係る業務継続計画を策定し、これを適切に運用するとともに、適宜見直し・改定を行っていくことで、システム障害等への備えを更に充実させていく。さらに、デジタルサービス局において、各局等が実施する保全対策や訓練等を含めた計画全体を把握し、その運用を支援していく。
- ▶ TAIMS 等基盤システムの保守について、大規模災害時にも都を最優先の復旧対象と位置付けて対応するよう、事業者へ要請している。また、令和 7 年度以降には、TAIMS の機能強化 (STEP 3) として、全庁ポータルや各局ポータルの機能をクラ

ウドシフトすることで、更なるデータの保全を図る。

- ▶ 各局等の執務フロアに設置している中小業務システムについて、一定の要件を満たすものについては、情報システムの機器の運用に特化した設備を備えた中央コンピュータ室への移設を促進する。
- ▶ また、各局等執務フロアにおいて、サーバ機器等が保管されているラックの施錠・耐震対策等を通じた安全性・継続性の確保やセキュリティリスクへの対策がなされているかについて、定期的に調査・点検を実施した上で、改善が必要なものについては、技術的な助言を行っていく。
- ▶ さらに、各局等の業務システムは、既に中央コンピュータ室に機器を設置しているものも含め、次期更改（開発）時のタイミングを視野に、クラウド転換を進め、データ保持の確実性、データ復旧の迅速性や経済性、サイバー攻撃に対する脆弱性等の対策を図っていく。

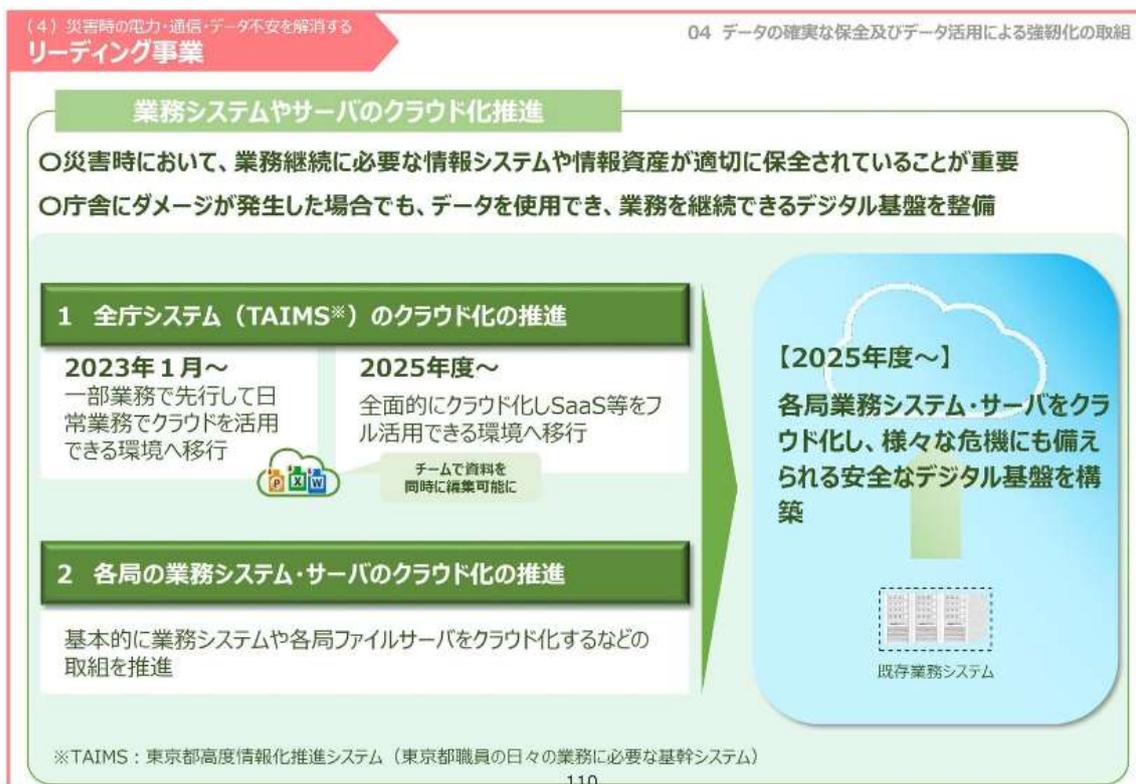


図 3-7 クラウド化のイメージ（出典：TOKYO 都市強靱化プロジェクト（令和4年12月））

1-7. 災害時に必要な予備資機材や用品等の確保

(1) 災害時に必要な資機材等の現状

- 職場ごとに災害時に必要な予備の資機材や用品等を備蓄又は調達する。

(2) 対策

- 発災時に、非常時優先業務を継続する上で不可欠な資機材や用品等が破損したり、不足する場合に備え、予備資機材、用品等をあらかじめ備蓄するとともに、発災時に調達できる方法を検討し、準備しておく必要がある。
- 非常時優先業務を行う上で必要不可欠な資機材や用品等をリストアップし、保有状況を把握する。
- 重機や部品等備蓄に適さないものについては、業界との協定や受託事業者との契約に調達の規定を定めるとともに、災害時に重機等が確実に確保できる体制づくりを行う。
- コピー用紙、トナー、乾電池、トイレットペーパー、ごみ袋等の用品については、平常時の2週間分程度（災害時の3日分相当）を常に在庫として各局等、事業所で確保しておく。

1-8. 災害時の現金支出

(1) 発災時に必要となる現金支出

- 車の借上げ、物品等の購入、障害物の除去など、非常時優先業務を行うために、現金支出をしなければならない場合が想定される。
- 発災時には財務会計システム及び金融機関側システムの片方又は双方が、障害等により稼動しないおそれがある。

(2) 対策

- 発災時に現金支出を極力要さずに非常時優先業務を行えるよう、民間の協力団体とあらかじめ協定を締結するなど、体制を整備する。
- 発災時の支払方法については、会計管理局長が都災害対策本部に付議して決定する「支払方法に関する基本方針」を根拠に、会計管理局から通知する例外的手続に従って処理する。
- 各局等担当者に向けた訓練を定期的実施することで、発災時における手書き支出命令書の作成や領収証を証拠書類とした実費精算等の例外的手続を習熟させ、その実効性を確保する。

1-9. 非常用食糧の確保

- 都災害対策本部設置時に本部業務に従事する職員用に、非常用食糧（飲料水を含む。）の備蓄を行う必要がある。
- 都では、災害対策本部の業務に従事する職員の3日分*を基準として、非常用食糧を都庁舎及び各事業所に備蓄している。

※参考：職員1人1日当たりの食糧

乾パン1食、アルファ化米2食、飲料水3リットル、野菜カレー1食、ようかん1食
--

- 非常用食糧の購入は、総務局が行う。
- 本庁における給食については総務局が、事業所における給食については各事業所が行う。
- 交通局、水道局、下水道局及び教育庁の各学校については、それぞれが非常用食糧の備蓄・給食を行う。
- 第一・第二本庁舎では、原則として、執務室のあるフロアの備蓄倉庫に備蓄している。

第Ⅳ部：都内区市町村への支援

1. 都内区市町村への支援

1-1. 基本的な考え方

(1) 都内区市町村への応援の必要性

- 都と区市町村とは、それぞれの地域防災計画において、役割分担を明らかにするとともに、相互に連携を図りながら、応急対策業務や復旧業務などの実施について定めている。特に区市町村においては、被害状況の確認や避難者への対応など発災直後から膨大な応急復旧業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。
- 都では区市町村への業務継続計画策定に係る支援により、制約のある状況下における災害対応の実効性の向上を図っているが、首都直下地震のような大規模災害の場合、被災状況によっては、被災区市町村の職員のみで対応することが困難となることが想定される。
- 区市町村への支援についても、応援に係る考え方や手順をあらかじめ整理するとともに、区市町村側における受入れ態勢の整備に係る支援をしていく必要がある。

(2) 都内区市町村への支援に係る基本的な考え方

- 首都直下地震のような大規模災害の場合、被害の全容が把握できないことも容易に想定されるが、被災区市町村において、被害の全容が把握できるまで応援要請を躊躇していると、応援の遅れにつながる事となるため、区市町村は包括的な要請を都に対して速やかに行うことが重要である。
- 被災区市町村は、人的応援要請が必要と判断した場合、都へ応援を要請する。
- 都は、被災区市町村からの要請を受け、各局や都内の非被災区市町村、広域応援協定団体等への応援要請など、必要な人員調整を実施する。
- 区市町村から都への応援要請は、当該区市町村が個別に他の自治体と災害時応援協定等を締結している場合に、当該協定等に基づく応援要請を妨げるものではない。

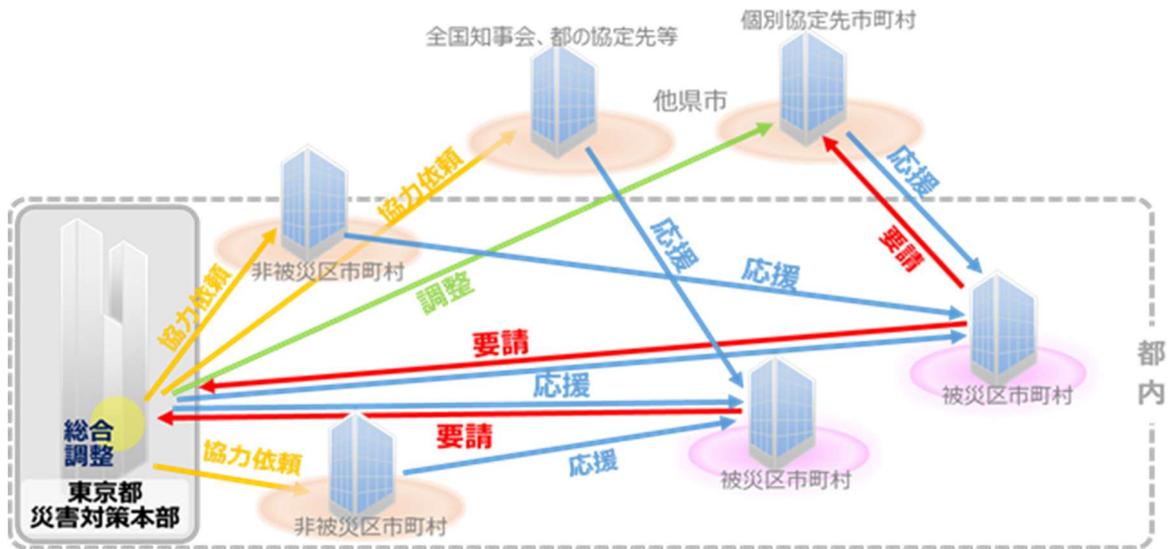


図 4-1 被災区市町村への応援イメージ

1-2. 人的受援応援の判断基準

(1) 被災区市町村に対する人的受援応援

- 都内で災害が発生し、被災区市町村単独では十分な災害応急対策が実施できないと見込まれる場合、被災区市町村は都に対して速やかに応援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合等、協定等で制度化された応援手続があらかじめ定められている場合等はこの限りではない。
- 都災害対策本部（区市町村調整部門）は、被災区市町村からの要請の窓口となり、人的応援の要請があった場合は、都災害対策本部（人員調整部門）に調整を要請する。都災害対策本部（人員調整部門）は、各局や非被災区市町村に対して応援要請を行い、職員の派遣調整を実施するとともに、都災害対策本部（国・他縣市等広域調整部門）に都外との調整を要請する。都災害対策本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等へ応援要請を実施する。
- 災害発生時の人的支援は、被災区市町村からの要請に基づき行うことを原則としているが、被災区市町村の被害状況等が甚大で要請を行えない場合は、都災害対策本部（人員調整部門）は、被災区市町村からの要請が無くとも人的支援に係る総合調整を実施する。都がプッシュ型人的支援を行う場合は、被災区市町村からの応援要請があったものとみなす。

1-3. 実効性確保のための取組

- 各局や広域応援協定団体等からの応援を円滑に受入れ、迅速かつ的確な災害対応につなげるためには、あらかじめ応援の受入れが見込まれる業務を特定し、各局等及び区市町村と共有しておくことが重要である。
- その上で、受入れ対象業務の担当部署を明確化し、応援要請の手順、要請内容をあらかじめ定めておき、関係機関等と共有しておくことで、円滑な支援の要請が可能となる。
- 応援職員の円滑な受入れを実現するためには、受入れ部署において、あらかじめ応援職員の役割分担の明確化、業務マニュアルの整備及び情報共有体制の整備をしておくことが重要である。
- 都内区市町村とも連携した BCP や受援応援に係る訓練等を通じ、東京全体の災害対応力を一層強化する。

第Ⅴ部：実効性確保に向けた取組

1. 業務継続マネジメント（BCM）の推進

1-1. 業務継続マネジメント（BCM）の推進

（1）東京都 BCM 推進委員会の設置

- ▶ 東京都業務継続計画に基づいて非常時優先業務を効果的に遂行するためには、研修や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、また、各局等をまたいだ全庁的な認識の共有を図り、都庁一丸となった災害対応を行う意識を醸成することが必要となる。
- ▶ このため、PDCA サイクルを通じて、業務継続計画の持続的改善を行う仕組みとして、都では業務継続マネジメント（BCM）を全庁的に運用・推進するため各局等の危機管理を主管する部長等で構成する「東京都 BCM 推進委員会」を設置している。
- ▶ 具体的な検討を機動的に実施することを目的として設置した、上記委員会の下部組織である「東京都 BCM 推進委員会調整部会」を全庁の防災対策を議論するプラットフォームとして活用していくことで、平常時から各局横断的な防災対応力を一層強化していく。
- ▶ 複数局が関係する課題について、該当局における検討会等を設置するなど、柔軟な検討体制を整備していく。
- ▶ 各局等と連携の上、様々な災害を想定した訓練や研修の実施など、BCM の取組を一層推進し、本 BCP を継続的に検証、見直しを図る。あわせて、関連する地域防災計画や各種マニュアル等も確認し、必要に応じて見直しを図ることで、相乗的に実効性を向上させ、災害対応力を一層高めていく。

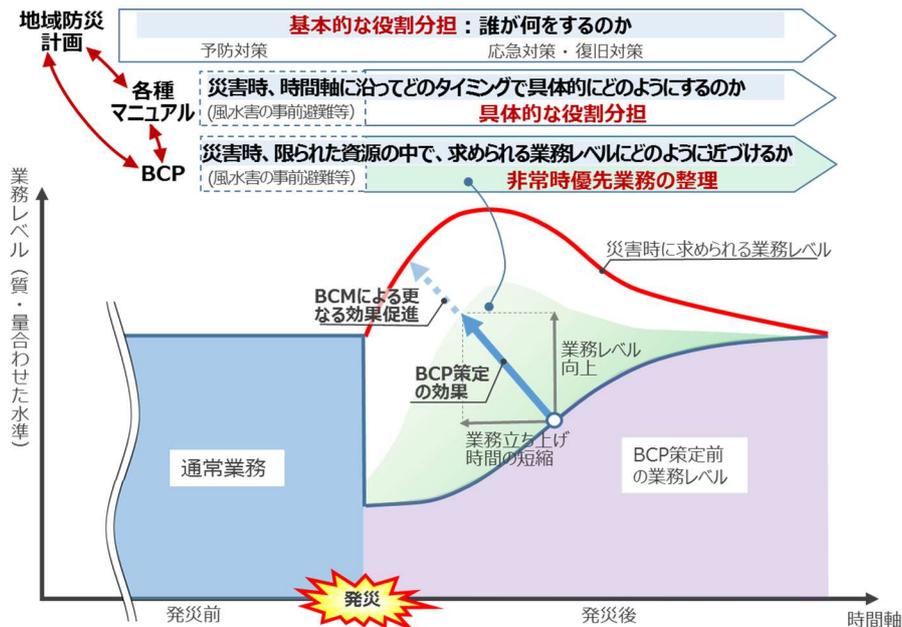


図 5-1 東京都業務継続計画と各計画等との関係（再掲）

(2) 全庁的な業務執行体制強化に向けた取組

- 総務局総合防災部は、各局等の危機管理マニュアル等の継続的な改善を支援するため、各局等における参集体制、局災害対策本部の運営、非常時優先業務の実施、研修・訓練の実施、時系列の業務チェックリストの整備などの充実に向けた BCP 改定のためのガイドラインを整備し、各局等の危機管理マニュアル等の継続的な改善を支援していく。
- 各局等は、勤務時間外の発災など、必要人員が不足する状況下においても非常時優先業務を確実に実施するため、非常時優先業務の中でも特に優先度の高い業務について、職層や担当業務にかかわらず、最初に参集した職員が、まず何から着手すればよいかなど、対応すべき内容・手順を明確にしたマニュアルを整備し、限られた人員であっても非常時優先業務が滞ることなく継続できるよう、より実効性のある態勢を整備する。
- 発災時に担当者が不在という事態も想定されるため、そのような状況下においても、円滑に業務を遂行できるよう、業務ごとに行動マニュアルを整備するなど、想定外の事態が生じない態勢を整備する。

(3) 区市町村の業務執行体制強化に向けた支援

- 過去の被災地では、非常時優先業務を整理していない区市町村において、避難者の対応に迫られ、応援職員を含む職員への地震関連業務の割振りに苦慮したほか、災害時においても継続すべき通常業務を行う環境を整備するのに時間を要するなどの課題が生じた。このような状況も踏まえ、特に都内の業務継続計画未策定の区市町村については、個別事情を把握の上、計画策定に向けた支援を強化する。
- 様々な災害に対応できるよう改定した都政 BCP を踏まえ、区市町村においても、地域の特性に応じたあらゆる自然災害に対応できるよう、業務継続計画策定ガイドラインを多様な災害に柔軟に対応できるものへと改定し、区市町村に対する説明会を実施するなど、区市町村における業務継続性の確保に向けた支援を実施する。
- 都内区市町村とも連携した BCP に係る訓練を実施すること等を通じて、東京全体の災害対応力を一層強化し、都民生活や首都機能への影響の最小化を図る。

(4) 職員の意識向上に向けた取組

- 一たび発災すると、平常時に担当している業務とは大きく異なる業務を直ちに担わなくてはならず、しかも、それらの業務を迅速に遂行しなくてはならない点に、災害対応の困難さがある。
- 災害対応は、被災自治体のみで対応することは困難であるものの、発災直後は他団体からの応援は期待できず、その後、他団体等からの応援が到着した場合でも、

都職員が中心となって対応していかななくては、円滑な災害対応にはつながらない。いかに平常時から職員一人ひとりの防災意識を向上させていくかが重要である。

①中央研修の充実

- 防災意識を確認し醸成することで、都職員の自覚を一層促し、責任感をもって職務に取り組むことを目的として、主事、主任、課長代理、管理職など、職層ごとに東京都の防災対策、災害時の対応と心構え等について研修を実施している。
- 過去の災害においては、多くの被災自治体職員が自らの被災もいとわず、昼夜を問わずに全力で奮闘していた一方で、災害対応と直接的に関連性の薄い部署では、当事者意識が十分でない職員が一部では見られたという声も聞かれた。
- 都庁一丸となった災害対応を可能にするためには、職員一人ひとりが災害時に取るべき対応を具体的にイメージし、当事者意識を持つことが重要であるため、発災時における職員の態勢、各局の主な非常時優先業務、災害対応業務の事例等を中央研修の時機を捉えて繰り返し周知していく。

②初動対応を主眼とした訓練の実施

- 首都直下地震等をはじめ、いつ起こるとも知れない大規模災害に備えて、都では、これまでも関係各局等及び関係機関合同の図上訓練、職員参集訓練等を実施している。
- 過去の大規模災害を通じて、初動対応の重要性が改めて確認されたため、都では発災初動期の時間帯での訓練に重点を置いている。事例は、次のとおりである。

(職員参集訓練)

- 勤務時間外の発災を想定した災害対策要員の参集訓練を実施し、各局等で定める連絡手段により参集指示・安否確認を行うとともに、参集状況を災害対策本部へ報告する訓練を実施している。

(発災後2時間業務習熟訓練)

- 都では、発災当初、災害対策職員住宅に入居する業務要員が都防災センターに参集する仕組みを構築している。業務要員は、都防災センター内の指令情報室の「発災後2時間業務掲示板」に常時設置されている業務リスト・マニュアルを、参集した順に対応することとなっている。
- このため、当該業務リスト・マニュアルを用いた、情報収集、各機関等への伝達及び都災害対策本部の立ち上げ対応を習熟する訓練を実施している。

<発災後2時間業務掲示板で示されている主なリスト>

- 職員参集メールの送付
- 地震規模等の確認及び区市町村への情報発信
- 被害予測システムの稼働及び被害予測の算出
- 指令情報室 AV 機器立上げ、高所カメラ等で被害状況の情報収集
- 警視庁及び東京消防庁等へリテレの出動確認
- プレス発表（第1報）、知事メッセージ発表
- 各局及び区市町村への情報提供等
- 災害救助法適用の事前連絡
- 警察、消防、自衛隊及び海上保安庁への情報収集等
- 都災害対策本部会議開催準備
- 第1回都災害対策本部会議開催
- プレス発表（第2報～）

（現地機動班要員研修・訓練）

- eラーニングによる研修に加えて、他機関の活動拠点となる大規模救出救助活動拠点の開設手順を確認する訓練を実施している。

<eラーニングの概要>

全現地機動班要員を対象とした、現地機動班に係る制度や活動拠点別の業務の概要など基礎的な知識を付与する研修

（主なコンテンツ）

- 東京都の初動態勢（非常時の配備態勢・発令基準）
- 現地機動班に係る制度の概要（参集基準・活動場所・役割など）
- 現地機動班の活動拠点別（都立公園・清掃工場・区市町村庁舎・都庁等）の具体的な役割

<拠点開設訓練の概要>

- 現地機動班要員の活動場所である都立公園等において、参集対象者を対象とした大規模救出救助活動拠点の開設手順を確認する訓練
- 現地機動班要員が行う業務内容の説明及び拠点開設に必要なゲートの解錠、車留めの取り外し、車両の誘導、無線機による都災害対策本部との通信訓練等を実施

- 総務局総合防災部では、平常時とは異なる態勢で対応する発災時における非常時優先業務の実効性確保のため、災害時を想定した各局横断的な訓練を充実させるとともに、区市町村等の関係機関と連携した訓練等を実施するなど、各局や区市町村などの関係機関との連携強化を図り、災害対応力を強化していく。

③人的・物的資源の利用が制約された状況を想定した訓練の実施

- 都政 BCP は、都自らが被災し、災害対応に必要な人的・物的資源の利用が制約されることを想定している。都政 BCP の実効性の検証・確保を行うためには、人的・物的資源の利用が制約された状況を想定した訓練を実施する必要がある。

(人的資源が制約された状況下における訓練①)

休日・夜間における首都直下地震の発災を想定。都庁から 5km 圏内（発災から 3 時間を目安に到着）に居住する職員のみを対象として、災害対策本部の設置・運用、非常時優先業務を行う。職員数が限られた状況において、あらかじめ定められた優先順位に基づき非常時優先業務の縮減も含め、都及び局としての BCP を検証する。

また、訓練時間を確保できる場合は、都庁から 10km 圏内（発災から 6 時間を目安に到着）、20km 圏内（発災から 12 時間を目安に到着）に居住する職員が順次到着することを想定し、災害対策本部の運営体制の見直し、情報の共有・引継ぎ、縮減した非常時優先業務について優先順位に基づいた再開の判断を行う。

限られた人数で災害対策本部の運営や非常時優先業務の継続が行えるよう、代替職員向けの手引書等を策定している場合は、危機管理マニュアルと合わせて検証を行うことを推奨する。

(人的資源が制約された状況下における訓練②)

訓練の想定時間は、上記の「人的資源が制約された状況下における訓練①：各局単独」と同様、地震発生から 3 時間以内を想定。都庁から 5km 圏内に居住する職員を対象に、限られた職員数での都及び局災害対策本部の設置・運営、非常時優先業務を行う。

また、各局等は、不足する人員を補填するため、都災害対策本部の人員調整部門に対して、必要となる人員数や求めるスキルについて整理を行った上で、職員の応援を求める。

人員調整部門は、その他の局災害対策本部に対して融通できる職員数の余力を確認し、実際に人員が不足する局災害対策本部への派遣を調整・指示する。実際に各局等から余剰の人員数を確認・集約する方法や、複数の局災害対策本部から要請があった場合の応援職員の派遣の優先順位の検討等を訓練の検証の項目とする。

また、各局の非常時優先業務（及び通常業務）に関して知見・経験が無い他局の職員を受入れることが実際にできるのか、受入れるためにはどのような事前準備（マニュアルの整備等）が必要であるのか検証を行う。

(人的資源が制約された状況下における訓練③)

特に電気や通信が利用できない状況（発災から 72 時間以内）を想定し、これらの資源（インフラ）が利用できない状況下の情報収集・共有方法の検証、代替手段（衛星電話等）の利用に関する習熟、非常時優先業務の縮減の検討等を行う。

④各局等における研修・訓練の充実

- 各局等は、発災時において円滑に非常時優先業務を実施するため、職員一人ひとりが割り振られている役割を毎年確認し、発災時にどのように行動すべきか、研修及び訓練を実施し、実効性の確保に努める。
- 人事異動があった場合においても、発災時において円滑に非常時優先業務を実施するため、転入職員に対して、研修及び訓練を実施し、業務継続力の維持を図る。

⑤人事異動に伴う引継ぎ等の徹底

- 平成 28 年 4 月 14 日（本震は、同 4 月 16 日）に発生した平成 28 年熊本地震など、人事異動があった直後において、発災することも十分に想定される。
- 発災時期による災害対応の遅れが生じないように、各部署において、災害時のマニュアル等の引継ぎを徹底する。

